

平成26年度
第83回我孫子市都市計画審議会
会議録

平成26年12月25日（木）

我孫子市都市部都市計画課

会 議 概 要

(1)会議の名称	第83回我孫子市都市計画審議会							
(2)開催日時	平成26年12月25日 午前9時30分から午後1時							
(3)開催場所	市議会第一委員会室							
(4)出席又は欠席した委員その他会議に出席した者の氏名(傍聴人を除く) 出：出席 欠：欠席	委員							
	出	藤井敬宏	出	鎌田元弘	出	高山啓子	出	當麻純一
	出	飯塚誠	出	内田美恵子	出	茅野理	出	阿曾敏夫
	出	北岡聡	出	岡部邦彦	出	成田隆一	欠	水野友貴
星野市長 事務局 吉成都市計画課長、大山地域整備課長、成嶋公園緑地課長 菊地建築住宅課長、田村交通課長、林下水道課長補佐、森都市計画課長補佐、篠崎公園緑地課長補佐 治水課：井戸主査長、下水道課：海老原主査長 公園緑地課：玉田主査長 都市計画課：小泉主査長、種主任、山本主事								
(5)議題	協議事項 (1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直し (2) 都市計画道路の変更 (3) 区画整理事業未施行区域の廃止 (4) 都市計画緑地の一部廃止							
(6)その他								
(7)公開・非公開の別	公開							
(8)傍聴人の数	1名							
(9)会議の内容	要旨は次のとおり							

【事務局】 それでは、皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、第83回我孫子市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は都市計画課長の吉成と申します。会長が決まるまでのしばらくの間、本日お手元に次第をお配りさせていただいておりますけれども、そちらに沿ってこの場の進行をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に会議の開会に当たり、星野市長よりご挨拶申し上げます。

市長、よろしくお願いいたします。

【星野市長】 皆様、おはようございます。市長の星野でございます。

本日は年末のお忙しい中、またお寒い中、当審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

この審議会は昨年12月に一部委員の改選があり、このたび新たに7名の委員の方々をお迎えすることになりました。また、本日の審議会は改選から1年おいての開催となりますが、改選後初めての会議となります。委員の皆様におかれましては我孫子市の都市づくりについて今後いろいろとご審議をいただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

皆様も既にご存知のとおり、我孫子市では人口減少や少子高齢化が進む中で、若い世代の定住化に向けて、交通や買い物など生活の利便性の向上や、子どもを生み育てやすく働きやすい環境づくりが大きな課題となっております。また、災害に強い都市づくりに向けて、震災からの復興をはじめ、集中豪雨による浸水被害の解消などの取り組みも、引き続き積極的に進めていく必要があります。

また、来年は市制45周年を迎えるという状況でございますが、それは公共施設からすると老朽化した施設が随分と多い、また、都市インフラについても古くなったり老朽化している道路や下水道等も多く存在しているということで、これらについても引き続き積極的に進めていかなければならないと考えているところでございます。

こうした課題に対応し、誰もが安全で安心して快適に暮らせる都市づくりを進めていくためにも、また、魅力あるにぎわいある都市づくりを進めていく上でも、都市計画の担う役割は非常に大きいものがあると考えているところでございます。皆様方には我孫子市の発展と、我孫子市民の暮らしやすい生活の実現のために、都市行政はもちろんのこと、市政全般に対しましてもあわせてご理解とご協力いただければ幸いです。

本日は4つの議題について市のほうから説明をさせていただきながら、皆様方にご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞ十分にご審議をお願いしまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

【事務局】 ありがとうございます。

次に、次第の3番目、委員の皆様方の紹介を私のほうからさせていただきます。

紹介の順番は当審議会の条例で規定されております1号委員から順に、本日お配りの資料の2枚目の名簿に沿ってさせていただきます。

初めに、1号委員の学識経験者といたしまして、千葉工業大学工学部の教授でいらっしゃいます鎌田元弘委員です。鎌田委員は、このたび新任の委員とされます。千葉工業大学では建築都市環境工学を専攻され、地域や農村、コミュニティの活性化を目指したまちづくりですとか、市民との協働のまちづくりを研究されておられます。また、現在、千葉工業大学で副学長というご要職も務められています。

【鎌田委員】 よろしくお願ひいたします。

【事務局】 次に、同じく1号委員の学識経験者といたしまして、川村学園女子大学観光文化学科の准教授でいらっしゃいます高山啓子委員です。高山委員は再任となりまして、今期で4期目とされます。

【高山委員】 高山です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 次に同じく1号委員の学識経験者といたしまして、一般財団法人電力中央研究所の知的財産センターの前所長であり、現在は株式会社電力計算センター常務取締役でいらっしゃいます當麻純一委員です。當麻委員は再任となりまして、今期で3期目とされます。

【當麻委員】 當麻です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 次に、同じく1号委員の学識経験者といたしまして、日本大学理工学部の教授でいらっしゃいます藤井敬宏委員です。藤井委員は再任となりまして、今期で2期目とされます。

【藤井委員】 藤井です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 次に2号委員の市議会議員といたしまして、飯塚誠委員です。飯塚委員は再任となりまして、今期で2期目とされます。

【飯塚委員】 よろしくお願ひします。

【事務局】 次に、同じく2号委員の市議会議員といたしまして、内田美恵子委員です。内田委員は新任となりますけれども、過去に平成21年から1期務めた経験がおありです。

【内田委員】 内田でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 次に、同じく2号委員の市議会議員といたしまして、茅野理委員です。茅野委員は新任となりますが、やはり過去に平成19年から1期務めた経験があります。

【茅野委員】 どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 次に、同じく2号委員の市議会議員の水野友貴委員ですが、事前の確認ではご出席ということだったんですけども、今のところまだいらしていらっしゃらない状況です。水野委員は、このたび新任の委員となります。

次に3号委員です。3号委員の関係行政機関の職員として、我孫子市農業委員会委員をお務めの阿曾敏夫委員です。阿曾委員は再任となりまして、平成5年からの経験も含めまして今期で4期目となります。

【阿曾委員】 よろしくお祈いします。

【事務局】 次に、同じく3号委員の千葉県の職員といたしまして、千葉県柏土木事務所長をお務めの北岡聡委員です。北岡委員は今年の3月末まで委員を務めておられた柴田委員にかわりまして、この4月から千葉県柏土木事務所長に着任されたため、4月から当委員を引き受けてくださることになりました。

【北岡委員】 北岡です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 次は、4号委員の公募の市民委員といたしまして、岡部邦彦委員です。岡部委員は都市銀行に長年勤務され、実務に携わられる中で、不動産関係法令ですとか都市計画関係法令など諸法令の知識も吸収されてこられたとのこと。このたび市民委員に応募いただき、ご協力をいただくことになりました。

【岡部委員】 よろしくお祈いします。

【事務局】 最後となりますが、同じく4号委員の市民委員といたしまして、成田隆一委員です。成田委員は東京都庁で都市計画局理事などを歴任された後、東日本大震災で被災地となった宮城県山元町の前副町長として震災復興に携わってこられました。このたび、市民委員にご応募いただき、ご協力をいただくことになりました。

【成田委員】 成田です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 以上で、委員の紹介は終わらせていただきます。

次に、次第にはございませんけれども、ここで簡単に本日出席の市の主な職員についてご紹介させていただきます。

初めに、都市部長の大塚ですが、本日出席の予定でしたが、昨日から体調を崩して、

どうしても出てこれないということで、よろしくお伝えくださいとのことです。申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

次に事務局となる都市計画課の職員を紹介します。

副参事の川俣です。

【川俣副参事】 よろしくお願ひします。

【事務局】 都市計画課課長補佐の森です。

【森課長補佐】 よろしくお願ひします。

【事務局】 主査長の小泉です。

【小泉主査長】 よろしくお願ひします。

【事務局】 次に都市部の職員を紹介します。地域整備課長の大山です。

【大山地域整備課長】 よろしくお願ひします。

【事務局】 公園緑地課長の成嶋です。

【成嶋公園緑地課長】 よろしくお願ひします。

【事務局】 建築住宅課長の菊地です。

【菊地建築住宅課長】 よろしくお願ひします。

【事務局】 次に建設部の職員を紹介いたします。交通課長の田村です。

【田村交通課長】 よろしくお願ひします。

【事務局】 治水課主査長の井戸です。

【井戸治水主査長】 よろしくお願ひします。

【事務局】 下水道課課長補佐の林です。

【林下水道課長補佐】 よろしくお願ひします。

【事務局】 以上となります。

それでは、続きまして、次第の4番目にあります会長の選出を行いたいと思います。なお、お手元に配付の資料の3枚目にございます都市計画審議会条例の第5条第2項により、この審議会は委員の2分の1以上の出席をもって成立することになっており、本日は委員12名のうち現在11名の出席がありますので、当審議会は成立することを確認させていただきます。

それでは、本題の会長の選出ですが、会長については審議会条例第4条第1項により、1号委員の学識経験者から選出していただくこととなっています。選出に当たっては委員の皆様方からの推薦、もしくはご意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【高山委員】 事務局の考えをお聞かせいただけるとでしょうか。

【事務局】 事務局といたしましては、都市計画に関する専門家であり、本市において都市計画審議会の会長も以前務めておられます藤井委員に引き続きお願いしたいと考えています。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

【事務局】 ただいま異議なしとの声がありましたので、藤井委員、よろしくお願いいたしますと思います。

【藤井委員】 はい。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、藤井委員のほうに、ここで会長の席にお移りいただきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、藤井会長から一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【藤井会長】 それでは改めまして、おはようございます。日本大学の藤井でございます。

ただいま会長にご選出いただきまして、都市計画の専門ということでご紹介いただきましたが、それも恐縮するほど新任の先生方を初め非常に強力なメンバーで当審議会が動く。そのある意味かじ取りをするということを仰せつかりまして、これは非常に重い責任であると感じているところでございます。

今回7名の委員が代わられたということで、私と我孫子市との関係も含めまして簡単に自己紹介させていただきたいと思いますが、私は日大理工学部の交通システム工学科と、名称的には交通に特化した学科ではございますが、地域の中で人々が暮らす暮らし方、これをどう考えていくのかということに着目したところにおきまして、我孫子市さんにおきましては、私は基本構想の策定から関わらせていただきまして、総合計画審議会の委員、それから、まちづくり専門家会議という、市長の諮問の機関のようなところで勉強させていただきまして、現在は地域公共交通会議ということで、そちらのお手伝いをさせていただいております。

また、関連の市町村におきましては、現在、船橋市と市川市の都市計画審議会の委員を務めておりまして、また、お隣の柏市では現在、総合計画審議会といったところで総合計画策定にも関わらせていただいております。その関係で、この我孫子市の周辺の事情を少しかじっているかなといったところでございますので、そういう中でこの我孫子市の都市計画の問題をご一緒に考え、そしてよい方向へ持っていけるような形で議論の場として成り立てばいいかなというふうに考えております。皆様方のお力添えを得て、スムーズな審議を進めてい

きたいと思いますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

なお、市長は所用のため、ここで退席させていただきますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、ここからの議事進行は藤井会長、よろしく願いいたします。

【藤井会長】 それでは早速でございますが、次第に基づいて進めさせていただきたいと思いますが、審議に入る前に、審議会条例の第4条第3項により会長の職務代理者を指名することになっております。会長の指名ということでございますが、私といたしましては引き続き當麻委員のほうにぜひお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

【當麻委員】 承知しました。

【藤井会長】 それでは、よろしく願いいたします。

私も過去に一度、都市計画審議会、欠席したことがございます。そういったときに職務代行ということでお願いしなければいけないということが出てくることがあるかと思いますが、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、議題に入ります前に、資料の確認等を含め、傍聴要領の確認といったことがございますので、こちらは事務局のほうで進めていただいでよろしゅうございますでしょうか。

【事務局】 それでは資料の確認をさせていただきます。まず事前にお配りした資料が2点ございまして、資料1と右肩のほうにあります都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 新旧対照表でございます。それから資料2といたしまして、都市計画道路の変更について、この2点は事前にお配りしております。本日お持ちいただいていると思っておりますけれども、お忘れの方がもしいらっしゃいましたら、事務局のほうでご用意いたします。

それから、当日配付としまして、お手元のほうに一まとめの資料を置かせていただいております。順番に見てまいりますと、まず当日用の次第、それから名簿、審議会条例、会議の公開に関する例規、傍聴要領、ここまでの議題に入る前の資料でございます。それから議題ごとにそれぞれ資料をまとめてございます。まず「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について（概要）」とあります一まとめ4枚とじの資料でございます。それから道路の図が載っておりますけれども、こちらが2枚の資料になっております。続いて3点目として、「我孫子市都市計画事業 柴崎・天王台・中峠土地地区画整備事業における都市計画変更について（報告）」とあります資料です。それから最後に、「都市計画緑地の変更について」とありますA4の資料、以上が本日の資料になります。

それから、お手元のほうに我孫子市都市計画マスタープランの冊子を置かせていただきました。こちらは委員の皆様、既にお持ちかと思えますけれども、本日はお持ちになっていらっしゃらないと思われましたので、閲覧用としてお手元のほうに置かせていただきました。終了の際に事務局のほうで回収させていただきますので、そのまま席のほうに置いていただければと思います。

以上で資料の確認を終わらせていただきます。お願いいたします。

【事務局】 それでは続いて次第の5番、傍聴要領の確認について、ご説明させていただきます。着座にて失礼します。

まず、傍聴要領の確認に入ります前に、都市計画審議会の概要について簡単に説明させていただきます。それから進めたいと思います。

我孫子市都市計画審議会は、都市計画法第77条の2を根拠としまして、我孫子市都市計画審議会条例に基づいて設置されています。その役割といたしましては、市が決定する都市計画について調査審議をすること、市長の諮問に応じて都市計画に関する事項について調査審議をすること、都市計画に関する事項について関係行政機関に建議することとなっています。また、本市においては本審議会を1号委員・学識経験者として4人以内、2号委員・市議会議員として4人以内、3号委員・関係機関の職員または千葉県の職員として2人以内、4号委員・市民委員として2人以内として構成しています。

また、市自らが都市計画決定しようとする案件を審議するほか、千葉県が都市計画決定しようとする案件についても、千葉県の都市計画審議会に付議される前の段階において、案件に対する市としての意見について集約する場でもあります。審議委員の皆様におかれましては、今後とも都市計画の視点に立って活発なご議論をいただきますよう、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは、都市計画審議会における傍聴人の発言に関する確認についてご説明させていただきます。

我孫子市都市計画審議会では、これまで我孫子市情報公開条例や我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則に基づいて、別紙のとおり傍聴要領を定めて会議を公開することとし、情報の公開に努めてきたところです。しかし、その中で会議の傍聴人の発言機会については設けないこととして運用してまいりました。これは我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則第8条が、公募による委員が含まれる審議会のうち同第2条第2号に定める「市政に市民、有識者等の意見を反映させることを主な目的として、要綱等により設置された協議会

等」に限って発言の機会を設けるものと読めるように規定されており、都市計画審議会のような同第2条第1号に定める地方自治法138条の4第3号の規定により設置された附属機関については発言の機会は設けないものと読めるよう規定されているからです。

しかし、このたび本審議会の委員改選になりまして、改めて会議の傍聴要領を委員の皆様を確認していただく必要があることから、再度傍聴人の発言機会の点について事務局が担当部局、法務情報公開担当に確認したところ、公募による委員を認めている会議のうち、2号の広く市民等の意見を反映させることを目的とする協議会等については傍聴人の発言を必ず認めるものとする趣旨で「限る」という表現を使用しており、1号の審議会等については特にそのような限定はしていないとのことで、発言の機会を設けるか設けないかは、その審議会で判断するものとのことでした。こうしたことから、市の総合計画審議会におきましては、同審議会が都市計画審議会同様、第2条第2号に規定する審議会等には該当しない審議会であるにもかかわらず、傍聴人の発言を認めるものとして運用された事例もあります。

そこで事務局としては、本審議会の傍聴要領のうち、特にこの発言機会の件について再確認を行いたく提案させていただきましたので、同規則第6条第3号に基づき、審議会で定めてくださいますようお願いいたします。

なお、事務局の見解といたしましては、都市計画審議会は都市の将来の姿を審議する場であるとともに、土地に関する権利に制限を加えるものについても審議する場であることから、公平、公正な立場から判断できる会議の場の確保が要求されること。また、個人の意見を述べる機会については、都市計画審議会に至るまでの間に説明会や公聴会、縦覧、意見書の提出など一連の手続によって担保されていることなどの理由により、これまでどおり傍聴人の発言機会は設けないほうがよろしいのではないかと考えております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【藤井会長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から傍聴人の発言の有無といったところでご説明がございました。各委員の皆様方から、ご質問あるいはご意見等がございましたら伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。特段よろしゅうございますか。

それでは、特に都市計画の場合、権利制限だとか、そういったものが絡んでくるということもございますので、やはり慎重な議論をしなければいけないということで、私も他市でやっている中では、傍聴そのものを議案一つ一つの中で認める、認めないという形で進めるというものもございます。というのは、たとえば用地の先買いといった面で、事業の進捗に問

題を抱える、あるいは発言内容によっては委員の皆様方が直接的な被害をこうむるといったような場面も懸念しなければいけないようなこともございますので、常にその傍聴人の確認に関しましては議案ごとに進めさせていただきながら、発言に関しましては今事務局よりご説明いただきましたとおり、公聴会等、そういったところの中で市民の声を反映していただくということで、当審議会では発言はなしという形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

【成田委員】 1つ確認をよろしいでしょうか、

【藤井会長】 はい、どうぞ。

【成田委員】 傍聴しながら意見を申し上げたいというようなことと、もう一方では、文書質問で、文書を提出して審議会の意見を求めたいという事例などが出てきた場合の取り扱いを、できればあらかじめ決めておいたほうがよろしいんじゃないかと思えますけれども、ご審議いただけたらと思います。

【藤井会長】 今、文書対応ということでございますが、そういったことに関しましてはいかがでしょうか。

【事務局】 私もこれまで総合計画審議会など経験してきたんですけども、そういった市の審議会に対して文書でその審議会の意見を求めるというような、ちょっとそういった経験がないもので、また庁内でもそういった話はこれまで聞いたことがないということで、これは持ち帰りさせていただいて検討させていただくということでよろしいでしょうか。もしくは成田委員のほうで、これまでのご経験でそういったことが、こういった場合にこういう処理をしていたということがありましたら、ちょっとこの場でご披露いただければと思いますけれども。

【成田委員】 はい。2つございまして、一つは一般的な傍聴質問、それからもう一つは、都市計画審議会というのは皆さんご存知のように、公共の利益と、それから私の権利との、このバランスをどうするかというのが一番の審議事項になるかと思えますけれども、その中でやはり個人の権利に関わる当事者が意見具申することもございます。ですので、なければそれでいいということかもしれませんけれども、ただ、今後は例えば今この案件の中ですと、道路事業という形態でこれから事業化していく場合には、そういう当事者になり得る方々が自己の財産と、それから地元の生活再建、それとのかかわりから審議会で見解を求めたいという方が出てきますので、そういう事例に対しては、あらかじめどんな対応をしていくかを決めておくことが、審議会で一々検討をしないで、ルールとして定めておくというこ

とが必要かなというふうに考えております。もっとも、そういう事例はまれだということで、その都度委員会で検討するという、そういう手法もあろうかと思えますけれども、できれば混乱を避ける意味ではルール化していくことが肝要かなというふうに、私の意見として思っております。

【藤井会長】 ほかの委員の方で、今の意見に関しまして、ご意見等ございますでしょうか。

【飯塚委員】 別にこの都計審に限ったことではなくて、市民から例えば市長宛ての手紙とか市長に意見具申する場合は、これは取り決めがありますけれども、審議会とか諮問委員会の場合、会長の判断で、私は答える、あるいはそういうのは嫌ですと会長は言えるんですよ。だからルールというものはないわけで、諮問委員会の場合は特に会長の判断が非常に大きいと思うんですね。私は、そういう例えば市民から個別の案件が来たときに、会長としては今どういうお考えなのかというのをお聞きしたいと思います。

【藤井会長】 たしかにご指摘のように、道路関係、都市計画道路が出てまいりますと個別の問題というののがかなり現実的な問題となってまいります。ただ、他の市の事例を見てみますと、事務局ベースでかなり丁寧な取り組みをしていただいている、審議会そのものに個別案件が上がるということは、経験上、余りないですね。きちんと事務局が丁寧な説明をしていなければ審議会にぼんと飛び込んできてしまいますけれども、通常そういったことにはなりません。ただしその中で次に都市計画決定のプロセスにどうそれを反映していくかという考え方は、皆様方とご議論しないといけないことだと思います。そういった中では、やはり次の問題として派生するようなことであれば、これは事務局から案件として情報提供していただく中で、個別の審議の形で進めさせていただければありがたいなというふうには考えております。市長、あるいは事務局のほうに意見が上がってきた段階で、逐次、例えばこういう意見が上がりましたという情報提供はしていただければありがたいというふうに思っています。よろしゅうございますでしょうか。

そのほか、いかがでございましょうか。

それでは、ただいま事務局からご説明いただきました傍聴の運用という形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、協議事項が4点というふうになっておりますので、今回の議題全体について、まず簡単に事務局よりご説明いただければと思います。よろしくお願いたします。

【事務局】 本日の議題は協議事項4点ということで、本日はその協議事項の内容について、

市のほうからご説明をさせていただいて、意見を伺うというのが趣旨でございます。正式な諮問答申というのは次回以降で予定しておりますので、本日は協議事項ということで、ご意見をいただくというのが大きな趣旨です。

1点目の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直し、これについては県決定の案件です。決定は県なんですけれども、原案は市でつくりなさいということになっていまして、この度市の原案というのをつくりました。それを本日ご説明いたします。来年の4月頃に正式に県のほうに市の案を申し出る予定ですので、それに向けて本日はご意見を頂戴すると。さらに来年11月頃の都計審で、再度県の案、今度は県が県の都計審にかける前に市のほうに意見を聞くこととなりますので、その段階で再度、今度は県の案に対して当審議会としてのご意見をいただくと、そういう予定になっています。1点目については県決定の案件ということです。

残りの3点、都市計画道路の変更、区画整理事業未施行区域の廃止、それと都市緑地の一部廃止、これについては市決定の案件です。これについては来年の5月頃都市計画審議会を開催して、諮問をさせていただいて答申をいただく予定となっておりますので、本日はその事前の説明ということで、これに対してもご意見をいただきたいということでございます。

【藤井会長】 それでは、協議事項が4点ございますが、まず議題の1、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについてということで、事務局からご説明いただきたいと思っております。

【事務局】 それでは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについてご説明いたします。

先ほど資料確認の際に確認させていただきました事前配付のA3版の対照表の形式となっております資料1、それから本日配付いたしましたA4の1枚目に「都市計画区域の整備、保全及び開発の方針について（概要）」とあります4枚綴りの資料、以上の2点を使いましてご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、まず本日お配りした資料のほうをご覧くださいませでしょうか。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しの内容につきましては、もう一方の対照表のほうにまとめられておりますけれども、その説明に入ります前に、そもそも都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は何かという概要についてご説明させていただきたいと思っております。

本日配付しましたこの資料の1枚目にその概要をまとめてございますので、これに沿って

ご説明させていただきます。まず1点目の黒丸、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しの全体的なお話でございます。今回お諮りしております都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しですが、これは来年度平成27年度を目途に行われます千葉県都市計画の見直しの一環として見直しを行うものでございます。目標年次ですが、10年後の平成37年となっております。見直しの基本方針の概要につきましては、ここに載せてございますA3の図が載っております資料、こちらのほうにまとめられております。見直しの主な背景ですとか、計画の位置づけなどがこれを見ればおおむねわかる資料となっておりますので、こちらのほうも適宜ご参照いただきながらご説明してまいりたいと思います。

次に、1枚目の紙、黒丸の2点目の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは何かということでございます。基本的な説明になりますが、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」というのが正式名称ですが、実務では「都市計画区域マスタープラン」「区域マス」「区域マスタープラン」などと呼んだりしております。あるいはこの「整備、開発及び保全」の方針の頭文字をとって「整開保」などという略称もございますが、ここでは「区域マスタープラン」または「区域マス」と呼ばさせていただきます。他方、市町村が定めるマスタープランもございまして、こちらが都市計画マスタープラン、「都市マス」と呼んでおります。区域というのが入らないのが市町村マスタープランということでございます。

マスタープランといいますのは、要するに基本計画のことで、人口や産業の動向を踏まえて、都市の将来像を示し、個々の都市計画を位置づける役割を持つものとされております。資料の3枚目のA3の紙の下の3分の1ほどに、都市計画の見直しという欄がございます。そちらの図が示しております、こちらのほうに都市計画区域マスタープランの位置づけや都市マスや具体の都市計画との相関関係が示されております。位置づけるには市の都市マスがそれに即して定められるという意味で、区域マスのほうが上位計画ということになります。

こちらの「区域マスタープラン」ですが、平成12年に策定されまして、前回の見直しは19年2月に行われております。区域マスタープランは千葉県に全部で51の都市計画区域がありますが、それぞれの都市計画区域ごとに定められるものでございます。我孫子市は市全域が我孫子都市計画区域として1つの都市計画区域となっております。したがって、この整備、開発及び保全の方針も、正式には「我孫子都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として定められるということになります。このように県の計画であります、原案は各都市計画区域ごとに市町村が策定するというようになっております。

次に策定スケジュールですが、この資料の4枚目に、お聞きいただきますと県から示され

たフロー図が載っております。ご参照ください。こちらの上の左側「1、市町村原案の作成」とございます。こちらのほうがおおむね26年度内のスケジュールとなっております。一番上に県の方針がございまして、それに従って、以下順次、策定を進めていくということになっております。

この資料の1枚目のほうに簡単にまとめてございますけれども、方針が出ましたのがことしの7月、市町村原案の提出が10月になっております。これをもちまして、年明け以降、県の都市計画課のほうで県や国の関係部局と調整して、来年度頭に市町村が案として正式に申し出するというようになっております。その後、公聴会や案縦覧等を経まして、来年の11月頃県から改めて市町村に正式に意見照会がございまして、その際に必ず、市町村都市計画審議会に意見を諮った上で回答することとなっております。それを経た上で、最終的に県の都市計画審議会に付議され、正式に決定告示という形になります。

今回、こちらの都市計画審議会にお諮りいたしますのは、以上の県が来年予定する正式な手続とは別に、市町村判断で任意に行うものでございます。もとよりこれが最終案ではなく、あくまで案の手前の原案の段階で取りまとめられたものをあらかじめお諮りし、情報として提供させていただきますとともに、委員の皆様のご意見をいただくものでございます。この点をご了承お願いいたします。

以上が概要のご説明となります。

続きまして、ページをめくっていただきまして、本題の原案の内容についてご説明させていただきます。

変更内容につきましては、もう一方の対照表の資料、資料1のほうに整理しております。こちらのほうをご覧くださいませでしょうか。最初に一通り全体を見るために目次、対照表の3ページになりますが、こちらのほうを見ていただけますでしょうか。こちらの目次に大きな柱が1、2、3とございまして、1が都市計画の目標、次いで2番目が区域区分、区域区分とは何かというのは後でご説明いたしますが、区域区分の方針と、それから3で主要な都市計画決定の方針という大まかな構成になっております。3番の主要な都市計画決定の方針がメインになりまして、まず第1に土地利用、それから交通施設や下水道などの都市施設、それから市街地開発事業、そして最後に自然環境に関する方針、以上のことが書かれております。全体の構成としては以上になります。

続きまして変更の中味は、4ページから最後は22ページまでになりますが、こちらをご覧くださいませと相当な量の見直しになるように思われるかと思っておりますけれども、要点とし

ては限られておりますので、その要点のほうを本日お配りしました資料、2ページの頭に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の主な変更点」というタイトルをつけた資料の2ページ目から3ページ目のほうに整理しておりますので、こちらのほうを見ていただいて、適宜対照表のほうを見比べていただくという形で、ちょっと資料をいろいろ見ていただく形になって恐縮ですけれども、ご説明させていただきます。

最初に2ページの黒丸の1点目です。1)市の諸計画、我孫子市基本構想、都市計画マスタープランなど、基本計画の見直しや新たな方針策定に伴う変更でございます。既にご承知の方も多いと思いますが、我孫子市は平成23年9月に基本構想の見直し、続く平成24年5月に都市計画マスタープランの見直しを行っております。その際の見直しの大きな柱の一つが、活力あるまちづくりに資するための土地利用方針の変更、すなわち新たな都市の発展を担う土地利用の方針の確立ということでございました。そこで今回これにあわせて記述を見直した次第でございます。

まず対照表のほう、真ん中ほどになりますが11ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの下半分になりますが、⑤の市街化調整区域の土地利用の方針というところでございます。この3列あります真ん中の列が今回の変更案になります。この中におきまして、市街化調整区域における土地利用について、農地を含む自然環境を積極的に保全していく区域と、それ以外の自然環境を最大限保全しつつ新たな都市の発展を担う都市的土地利用を図る区域を区別するという市としての方針を明記しております。ちょっと変更案を読ませていただきますと、下線の部分でございますが「本区域では、市街化調整区域のうち、市街地を取り巻く手賀沼や古利根沼などの水辺、農用地区域に広がる集団的な優良農地、身近で緑豊かな斜面林など、重要な自然環境がある区域は、積極的に保全する。その他の農地や緑地などの自然的土地利用がなされている区域については、自然環境を最大限保全することを基本とし、新たな都市の発展を担う都市的土地利用をはかる場合には、自然環境の保全・創出に努める。」という文案になっております。こちらの記述は既にご存じの方も多いと思いますが、基本構想の土地利用方針の記述と全く同一となっております。

変更前の原文は左側のほうにございますけれども、そちらと見比べていただきますと、変更前は単に「市街化調整区域においては都市的土地利用を抑制する」となっておりましたが、変更後は市街化調整区域でも一定の区域については都市的土地利用の可能性を認めるという内容になっております。

続きまして、対照表の少し前に戻っていただきまして、8ページ目をお開きいただけますでしょうか。8ページの真ん中辺になります。1) 土地利用に関する主要な都市計画決定の方針の中の下線を付した部分になりますが、新たな企業立地に向けた取り組みと消費者の区域外への流出防止につながる魅力的な商業系土地利用の誘導に努める、という旨を記述しております。下線部をちょっと読ませていただきますと、「本区域では、我孫子駅北西部の工業地の土地利用転換により、工業地が大きく減少する一方、住宅地の一部では中小工場や作業所が混在し、産業の効率的な発展を妨げている。こうした中、まちに活力を生み出す産業の振興を図るため、中小工場などの集団化や新たな企業立地に向けた取り組みを進めていく。また、本区域の消費動向を見ると、本区域外への流出傾向が顕著であることから、消費者の購買意欲を高め、区域外への流出防止につながる魅力的な商業系土地利用の誘導に努める。」となっております。こちら左側の変更前の原文と見比べていただきますと、原文のほうは単に住工混在の解消のみの記述となっておりますでしたが、変更後は、「まちに活力を生み出す産業振興、新たな企業立地の促進、消費者の流出防止につながる商業系土地利用の誘導」というぐあいに、活力あるまちづくりに資する土地利用という趣旨をより明確にした内容となっております。

以上が、基本構想の見直し及び都市マスの見直しにおける変更、特に活力あるまちづくりに資するための土地利用方針の変更に合わせて記述の見直しでございます。

それ以外に、付随的な点としまして、その他関連する基本構想、都市マスの記述に合わせて記述を見直した箇所がございます。こちらは、最初に戻っていただきますが、対照表の5ページでございます。都市づくりの基本理念の中の②本区域の基本理念の5、6段目ということございまして、5ページの丸が並んでいるところあたりからになります。こちらのほうは都市計画マスタープランの「都市づくりの目標」という項目がございますが、こちらとほぼ同じ内容になっています。

それから、この対照表の5ページから6ページの2) 地域毎の市街地像、こちらのほうも基本構想や都市マスの地区別構想に合わせて記述になっております。

さらに緑の基本計画の見直しが平成25年にごさいまして、これを踏まえて関連する記述を見直した箇所がございます。対照表で見ますと、19ページの「自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」でございます。こちらちょっと時間の都合上、項目のみの指摘で確認させていただきます。

それから、本日レジュメの3)に「長期未整備都市計画道路の見直しの方針を受けて記述

を見直しました」とございます。こちらのほうは対照表の12ページの真ん中ほどになります。2) ①基本方針、ア、交通体系の整備の方針の5段落目になりますけれども、ちょっと読ませていただきますと、「こうした中、本区域における自動車交通需要は今後も微増が見込まれている一方で、自動車交通の渋滞箇所が比較的少ないことから、今後は、未整備となっている都市計画道路の必要性を見極めながら整備を進めていく必要がある。」という記述でございます。ちょっとお手元の冊子をご覧くださいませでしょうか。都市計画マスタープランの冊子の38ページをお開きいただいてよろしいでしょうか。左上のほうになります。長期未整備都市計画道路の見直しという記述がございます。こちらのほうに長期にわたって整備の見通しが立っていない都市計画道路について見直しの方針を記述しております。こちらと整合させた区域マスタープランの記述ということでございます。

基本構想や市の諸計画の見直しに伴う変更としては、以上になります。

続きまして、本日配付の資料、3ページからのほうをご覧くださいませでしょうか。黒丸の二番目になります。人口減少、超高齢化など社会情勢の変化への対応に伴う変更でございます。こちらは先ほど申し上げました諸計画の見直しの背景ともなっておりました、社会情勢の変化への対応に伴った変更でございます。前回の見直しが平成19年に行っておりまして、それ以降に生じた社会情勢の変化と、それらに起因する都市の諸課題に対応した都市計画の取り組みを行うため必要な変更を行ったものでございます。

具体的には本日のA3の資料、千葉県の都市計画課によります「都市計画見直しの基本方針（概要）」こちらのほうに、上のほうに見直しの主な背景として4点に整理されております。1つ目が人口減少、超高齢化ということでございます。こちらは県の人口が平成23年以降、減少局面に入ったということで、今回の都市計画見直しは人口減少局面に入って初めての都市計画見直しとなるということでございます。それから2点目としまして、圏央道等の広域道路ネットワークの整備の進展。それから3点目として、東日本大震災が平成23年にございまして、その発生等を受けた安全・安心の要請の高まり。それから4点目としまして、豊かな自然の継承と環境保全の必要。これらの諸課題に対応するために、新たな方針を定めるなど、記述を見直したものでございます。

対照表のほうは、4ページのほうをご覧くださいませでしょうか。一番冒頭の1) 都市づくりの基本理念、①千葉県の基本理念がまさにこういった課題を踏まえた変更内容でございます。それから②本区域の基本理念の第4段落のところ一番下の下線が引いてございますが、こちらを読ませていただきますと、「一方、近年、少子高齢化の進展とともに、人口が減少

に転じている中、若い世代の定住化に向けて、交通や買い物などの生活の利便性の向上や、子どもを生き育てやすく働きやすい環境づくりが大きな課題となっている。また、新たな企業の立地誘導や、手賀沼をはじめとした自然環境や歴史文化資源を生かした魅力的な空間づくりなどによって、産業や観光を振興し、まちに活力や交流、にぎわいを生み出していくことも重要となっている。さらに、平成23年の東日本大震災では、液状化や放射能汚染などの被害が発生し、改めて災害に強く環境にやさしい都市づくりを積極的に進めていくことが求められている。」こちらの部分になります。

もう一つ、今回新たに県の要請によって、大幅に方針を追加したところもございます。こちらは、対照表の10ページから11ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらの真ん中から下のところ、④特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針となっております、こちらは表の左側の変更前原文、こちらを見比べていただきますと明らかでございますが、原文ではアとイの2つの方針のみでございました。これがいろいろと今回、アの集約型都市構想に関する方針ですとか、イの少子高齢化に対応した都市構造に関する方針、一番下のケの低炭素型都市づくりに関する方針、こういった今日的な課題に対応する方針として、今回記述が追加されてございます。こちらが大きな変更となります。

次に本日のレジユメの黒丸の3点目です。千葉県による区域区分の見直しによる変更ということで、対照表のほうは7ページをお開きいただけますでしょうか。

区域区分といたしますのは、市街化区域と市街化調整区域の区分で、都市計画にとっては一番基本的な区分でございます。こちらを区分する、いわゆる線引きのことで、県が決定権者になります。この区域区分の見直しに当たりましては、市街化区域の規模を算定する根拠となる指標として、将来人口フレーム、それから産業フレームという指標が用いられます。これにつきまして県から各市町村別のフレーム、平成37年における想定値としての数値が示されておりますが、これを受けて記述を見直した次第です。ただ、産業フレーム、この7ページでございますと②の産業規模というところになります、この産業フレームにつきまして、県からの算定根拠の提示が来年1月以降とされておりまして、まだちょっと根拠が示されておきませんので、最終的にまだ確定したものではありませんので、ご了承いただきたいと思っております。

それから、レジユメの3ページ目にまとめました残り2点につきましては、付随的といいますか、分量的にはかなりこちらが多いですけれども、前回見直し以降の経年変化に伴う変更としまして、前回の見直し、平成19年以降、予定していた事業の一部また全部が終了し、

記述が不要または不適切になった部分を変更ないし削除したり、状況の変化に伴い不要または不適切になった表現を削除または変更するなどといった時点修正的な変更を行いました。こちらは1つの例としまして、対照表は18ページのほうになりますが、ちょっとお開きいただけますでしょうか。市街化開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針ということで、既に終わった事業、左側のほうに挙げられている事業のうちの終わったものにつきましては記述を除いて、今回シンプルに真ん中のような方針のみを残したということでございます。それ以外につきましては、全編にわたりまして記述内容を正確に、またわかりやすくするための文言、語句の修正を行ったものでございます。

若干長くなりましたけれども、見直しの要点としては以上ようになります。この案につきまして、審議委員の皆様のご意見をいただければと思います。

なお、いただいたご意見の取り扱いにつきましては、先ほどスケジュールのところでもご説明いたしましたけれども、今回お諮りしていますこの見直し案は、まだ「案」の手前の「原案」の段階ということで、今後、県や国との調整もありまして、最終確定ではございませんので、いただいたご意見のうち原案に反映できるものは反映し、また本日この場でなかったご意見につきましても、なるべく来年の国や県との調整に入る前の段階であれば内容に反映することもできることはあるかと思っておりますので、事務局までご連絡いただければと思います。

以上、駆け足になりましたけれども、私からのご説明は以上でございます。

【藤井会長】 どうもありがとうございました。

資料が多岐にわたり、また幅広いところでの変更の要点のご説明でございました。また、最後にご説明がございましたとおり、案という形でございまして、この都計審におきまして全体のまとめをここですということではございません。各委員の皆様から率直なご意見をいただいて、それを事務局の中でまたもんだ形で、基本的な案の確定をすると、そういうアプローチでございまして、今回の段階は各委員の皆様方でお気づきの点、あるいはちょっと不明な点、その辺を事務局との確認という形で進めさせていただきたいと思っておりますので、どの箇所からでも結構でございます。お気づきの点がございましたら、ご意見等をいただければと思います。

いかがでございましょうか。どうぞ。

【當麻委員】 対照表のほうでご意見を申し上げたいと思うんですが、2カ所あるんですが、4ページの下から2つ目のパラグラフにアンダーラインが引いてある部分「こうした中、ま

ちづくりに対する住民の意識の高まりとともに、住民主体のさまざまなまちづくり活動が活発に展開され、手賀沼の水質も大きく改善してきた。」という文章だけ見ると少し違和感がありまして、この手賀沼の水質改善が住民主体の取り組みによってというふうに読めてしまうんですが、それもあつたでしょうけれども、やはり大きいのは行政による浄化事業が貢献しているかと思imasので、ぜひこの部分にはその浄化事業を入れたほうがよろしいのではないか、そういう意見でございます。

もう一点は、同じページの下のパラグラフに防災関係が書いてありますけれども、下から2行目ですが「液状化や放射能汚染などの被害が発生し、改めて、災害に強く環境にやさしい都市づくりを積極的に」と、そのとおりだと思うんですが、後半の文章との関係を見ますと、放射能汚染は都市計画との対応がなかなかつきにくいし、後半何も触れられておらないので、むしろ放射能汚染をここに書くよりは、集中豪雨等による水害を入れたほうがよろしいのではないかなというふうに思います。

【藤井会長】 事務局として、現段階で何かございますか。

【事務局】 1点目の手賀沼の件は確かに北千葉導水事業の効果が大きいと思imasので、おっしゃるとおりだと考えます。

あと、放射能汚染の件は、その部分については災害に強く環境にやさしいというところで、環境のほうにつなげているという意図があつたんですけれども、ただ、委員おっしゃることも確かな面はありますので、ここについては再検討させていただきたいと思imas。

【飯塚委員】 ただいまの関連で、放射能汚染は絶対に入れるべきだと思imas。というのは地域の自治会等もこれまで除染にさまざまな分野で活動に尽力を傾注してまいりました。我孫子は今も他市の放射能の高濃度汚染焼却灰は手賀沼終末処理場で保管をしている状況で、まだ自治会でも防災、防犯部で測定を行っています。市に要望してもまだなかなか言われたとおりにやっていただけていないというのが現状で、たしかにやっていただいていることはわかりますが、これを削除するなんていうのはもつてのほかであるというふうに思imas。

【藤井会長】 基本的に削除するというのではなくて、計画の全体の中で位置づけとか関連性といったものをつけてほしいという、そういったことだと思imasが。

【飯塚委員】 それだったら結構です。

【當麻委員】 集中豪雨等による水害はぜひ入れるべきと思imas。

【藤井会長】 少しそういった面で全体像とどのパラグラフで関連づけられるかということも含めて、ご検討いただければと思imas。

そのほか、いかがでございましょうか。

【内田委員】 A3資料7ページの2の2)②産業規模、将来の産業の規模の想定の表についてなんですけれども、先ほどこれは来年の1月に県から根拠を示されるということだったんですけれども、この表を見ますと生産規模、それから就業構造ということも現実にちょっと即していないのかなと、今の段階では。その辺とても疑問に思いますので、明確に根拠が示されたときに、これはしっかり精査していただきたいということと、その根拠を私たちにも示していただきたい。例えば生産規模の区分のところ、平成37年の工業出荷額がおおむね1,600億円と想定されていて、平成22年度比で1,435億円も増加しているんですね。この10年余りでこんなに工業生産規模が増加するとはとても思えないので、その辺の根拠、県がどのように考えているのかということを確認していただきたい。

それから、その下の就業構造というの、今もご案内のように我孫子市は人口減少に入っていて、この3年間でも3,000人近くが減少している。こういう経緯から見ますと、この先の10年間で第一次産業、第二次産業の就業者がこんなに増えるとはとても思えないんですが、その辺を、これはまちを考える上で大きなフレームですので、しっかりと検討していただきたいと思います。これは要望です。

【藤井会長】 これは要望かと思しますので、ぜひ1月以降に県から出てきたときに、その確認等をしていただければと思います。

【事務局】 現時点でわかっている範囲で、今内田委員がおっしゃったその工業出荷額、22年が165億円という、この数字はこの年だけがたまたまこれだけ低くて、その前、例えば平成12年の場合、4,856億円とか、13年は2,800億円ですとか、大体その1,600億円前後で推移してきて、なぜかこの22年、多分リーマンショック等の後影響だと思うんですけれども、その年だけがたまたま165億円で、あと24年なんかは1,280億円というふうに回復していますので、ちょっとそこはそういったことをご理解いただければと。

あと就業構造の点は、確かに委員おっしゃるとおりで、これは12月5日に県のほうから来た数字をそのまま当てはめただけですので、それについては重々承知しておりまして、第一次産業が700人から1,000人に増えてしまうなんていうことはあり得ないと思っていますので、そこは県にも確認していきたいと思っています。

【内田委員】 今の関連で、その上の①がおおむねの人口ということで、人口予測、これは大体、我孫子市の人口推計と同じになっていますけれども、それとのやはり対比で考えていけないと見誤ってしまうかなと思ったので、その辺をお願いします。

【藤井会長】 それでは事務局で確認のほう、よろしく願いいたします。

それでは阿曾委員、お願いできますでしょうか。

【阿曾委員】 このA3対照表の15ページです。河川という項目ですが、本区域の主な河川として、1級河川利根川、1級河川手賀沼、2級河川手賀川及び準用河川つくし野川、これが排水の水路となりますけれども、今現在、手賀沼の中に入ってくる流域というか、常磐新線や何かで流山方面の水がかなり手賀沼にも落ちているというようなことで、現在の排水機では間に合わないというような話も聞いておりますが、この辺は現実には我孫子市は手賀沼を抱えて、下流には手賀沼の排水機あり、北千葉導水もあるけれども、そのような排水機では間に合わないというような話がいろいろなところから聞こえてきますが、その辺について治水計画というものはどのように考えておりますか。

【藤井会長】 こちらについて事務局で現段階でご説明できますか。

【事務局】 治水課の井戸と申します。

こちらの河川については、1級河川利根川のほうが国土交通省が管理しておりまして、1級河川手賀沼のほうは千葉県、1級河川手賀川のほうはやはり国土交通省で、準用河川につくし野川は我孫子市が管理しているんですけれども、今お話しの内容の流山とか柏からの流入については、1級河川の手賀沼と手賀川のほうに流入しているところが大部分でありまして、ちょっと私ども我孫子市のほうではその辺まで把握し切れていないというところがありますので、その辺ご意見があったということで、計画のほうの見直し等を行っているところもあるかとは思いますので、その中でその辺の話はどうなっているか治水課としても確認していきたいと思っております。

【藤井会長】 確認事項で進めるということでよろしゅうございますか。

【阿曾委員】 関連ですが、実際問題、私たちの耳に入ってくるのは、手賀沼に落ちてくる流域面積というか、流域経路からいうと、現在の排水機では間に合わないというような話が非常に危険視されている状態なので、当我孫子市でもその辺のところをやはり、ここに「河川への流出量の軽減や平常時の河川の水量確保に努める」とかというような水害対策のことで、現実問題はもう近いうちに常磐新線や何かで開発できて、どんどん下に流れてきておりますので、その辺危険だということもやはり将来のためにも都市計画の中できちん考えていただきたいと思って発言した次第です。

【藤井会長】 それでは関連市町村の実態も含めて、ぜひ治水課のほうで調整していただいて、この計画の取りまとめの中でそういう現状といったものをご報告いただいた中で、組み

込む、組み込まないを含めてご検討いただければと思います。

それでは続きまして、高山委員どうぞ。

【高山委員】 6ページあたり、その前、5ページにもあるんですけども平仮名で「まちなみ景観の創出」ですとか「まちなみの形成を図る」といった言葉が出てくるんですが、まちなみの形成だとか、まちなみ景観の創出というところは、いわゆる自然景観の土地ですとか、そういったものの保全ということ以上に、もう少し積極的に、例えば建築だとか、そういうものに対する規制とか誘導とかということまで含まれているのかどうかということ、ちょっと伺いたいと思うんですけども。

【事務局】 実際には含まれているところなんですけれども、区域マスで書く内容としては、この程度の文言にとどめるということでございます。

【高山委員】 これ以上、具体的には記述はしないという。

【事務局】 そうです。

【事務局】 11ページの資料をご覧になっていただけますか。その上から2番目のカの居住環境の改善または位置に関する方針。その2段落目で、「建築行為や開発行為に対しては、公共施設などの適正な配置誘導を行うとともに、建築物や屋外広告物の色彩などの規制誘導や緑化誘導を行い、良好な居住環境の維持・改善に努める」というところで、大きな考え方は書かせていただいています。

それ以外の部分でも、例えば5ページの都市づくりの目標ですね。そこでも都市づくりの目標の上から白丸の4つ目、「固有の自然や歴史文化資源を活かした景観形成と魅力ある都市づくり」というところで、その辺の景観の視点も入れて掲げていますので、そういったことで、あとは個別に景観法ですとか景観条例に基づいて景観誘導を行っていくというところ、です。

【藤井会長】 よろしゅうございますか。

それでは、そのほかの委員の方で。鎌田委員、どうぞ。

【鎌田委員】 一番最初にお話があった市街化調整区域、11ページの⑤市街化調整区域の土地利用の方針というところでちょっと教えていただきたいんですが、都市マスのほうに同じ表現をされていますが、重要な自然環境がある区域は積極的に保全する、その後のほうでは自然環境を最大限保全することを基本とする、というふうに書き分けているところですね。意図するのは何となくわかる気がしますが、こういう「積極的に保全」というのと「最大限保全することを基本とする」という表現というのは、全体的にニュアンスでわかるものなん

でしょうか。

【事務局】 そのこのところは、やはりなかなかうまく理解されない表現だとは思っています。ただ、この基本構想の趣旨としましては、積極的に保全するというのはもう都市的土地利用というのはあり得ないんだよということで、保全一色なんですね。一方の、自然環境を最大限保全するというのは、この「最大限」というのはちょっと言い方が悪いかもしれませんがけれども、できる限りというか、できるだけというような、そういった意味合いでこういう表現をさせていただいているというものです。

【鎌田委員】 「最大限」保全することをさらに「基本とする」というふうに、もう一個おっしゃったんですが、そこら辺はわかりにくいですかね。

それとあわせて、④の配慮すべき～のあのところで、最後のほうに「市街地の無秩序な拡散を抑制しながら」とありますが、ここの部分との関連というのは、矛盾をつかれるということはないのでしょうか。

【藤井会長】 読み方からすると、じゃ、計画的な拡散はいいのかというようなこともありますね。

【鎌田委員】 文章表現上で、こういう文章の表現で特に全体的に見て通るんだということであれば問題ないんですけれども。

【事務局】 今、会長がおっしゃられたように、計画的なものであって、そのまちづくりに資するものであれば、市街地の拡大というのは今後もあり得るのかもしれないと。特に我孫子市の場合は住居系というのではないと思うんですけれども、産業系ですとか、そういったものでしたら、それは積極的に進めていきたいというのが今の市長の考えですので、そういった意味で無秩序な虫食いの市街地の拡大はしませんよということで、矛盾はないのかなと思っております。

【鎌田委員】 その辺もたとえ局所的な計画であっても、局所的なのが連担していけば無秩序になる場合もありますよね。そういうようなのが他市の場合も結構あって、それが人口規模を支えるという矛盾もあるわけです。その辺をどうお考えなのかなということをお教えいただければ。

【藤井会長】 どうでしょう。今お答えできそうですかね。といいますのは、日本語的にいっても、この保全というのは非常にわかりやすいようで、聞く立場によって活用できるような意味合いの保全もあれば、保存といった意味合いを含めた保全という考え方もあるということで、非常に厄介な言葉かなと私個人的には思っているところなんですけど、そういった中

で、今ご指摘のように、「最大限」保全を「基本とする」という、そのかぶせをすると、その基本ということは計画全般にわたる基礎事項として共通事項だと。その中で保全していくベースなのに計画をするのといった、そういう関連として読み込めてしまうという場面もございますので、余りかぶせ表現は私はしないほうがいいかなと。保全するなら保全するだけで、そのところにとどめておけばよろしいと。ただ、その場合分けをきちんとそのケースとしてちゃんと切り分けられているかということは、その文章表現の統一化を図らなくてはいけないのかなという気はいたします。

さらに、基本的に計画的ならいいんだということで推進してしまうと、これはやはり全体のその計画の中のこれは区域ですから、かなり広域な話になる。そうすると市からの要望として組み込むと、そのバランスの問題がどうしても出てまいりますので、そういったときに今ございましたベーシックの中の最小限のところの影響にとどめるようなアプローチもあれば、あるいは環境を積極的に創造していきながら、その地域の環境を維持して開発をしていくという矛盾に盛り込んだような開発計画も当然ございますよね。そういったところの意味づけを、少し表現的なところも統一感を持って整理されるとよろしいかなと。文章の意味合いとしてということです。これは、非常に難しいところでございます。

【飯塚委員】 今の議論を聞いていて、多分私は議員だから、市長の言わんとしていることとか課長の言わんとしているところはよくわかるんですね。賛否は別ですよ。賛否は別で、多分これは文章が理論矛盾を起こしていて、これを一般市民が読んだときも意味不明というか、魑魅魍魎というか。だから、もしその最大限保全を基本とするというんだけど、例えば課長の言いたい、市長の言いたいことは多分、そんな中でも何かの可能性を探りたいみたいなことなんでしょう。要は、人口増とか活性化に向けてね。だったら、それはそういう表現をしないと、学者の方とか我々が何となしにわかっている、市民にわかりにくい学者とか議員だけが意味を推量するような文章ができ上がっちゃうので、これは最もいけないことですから、そこはこの魑魅魍魎というか、意味不明な文章ではなくて、もっと今の意図をわかりやすく、しかし市民に理解する文章に書き直さないと、もう絶対意味不明ですよ。

どこをとめるとか、どこでやるとか、そういう方法論の問題じゃなくて、とにかく小学生が読んでも中学生が読んでもわかりやすく、市民の方に伝わる表現をもうちょっと工夫しないことには抜本的に表現が意味不明だと思います。

【内田委員】 関連で、これは、この文章が基本構想にあるものを載せたというご説明があったものですから質問をするんですが、基本構想はもう既に定まっているわけですよ。こ

の基本構想の私も委員で、さんざんこのところを、ああだ、こうだとやった一人なものですから、まさに意味不明なんです。というのは、いろいろ経緯がありまして、今まではいわゆる都市的土地利用を抑制するというでずっとやってきた部分を、その上に積極的に保全するって文章がありますよね。そこと分けたものですから、今飯塚委員がおっしゃったように、何なりと少し手をつけられそうな部分を切り分けたもんですから、それが最大限保全することを基本とし、よくわからないような文章になってしまっているんですが、やはり私もこの最大限保全とすることを基本としというと、そのときもちょっと発言したんですけども、その積極的に保全するよりも、最大限ですから、どちらかという下の記事のほうが積極的に保全をするという意味に普通に読めばとれてしまうので、この辺もやっぱり変えられるものであれば、きちんと整理しないと、普通の人を読んだらわからないと思います。そのときも私は発言したんですけども、通っちゃったものですからね。ここで変えられるものであれば、その辺はやはり工夫したほうがいいと思います。

【藤井会長】 上位計画との関連ということで、そこに投げかけて計画をそこで解決するというのはちょっと難しいんですが、実際に県のところの方針として組み込む場合には、よりわかりやすい文章にするのは、これはこれから出ていくところですので、ぜひそういったところは表現上直していただくというのがよろしいかなと思います。

特に何か言いたいことがあればいただきますが。

【飯塚委員】 先ほど来、再度申し上げますけれども、市長や課長のおっしゃりたいことはよくわかるんです。ただ、何度も申し上げるとおり、この文章は、意味不明ですから、この文言の意味するところをどうするかという調整では、誰もが読んで、わかりやすいものにしていただきたい。言っていることはわかるんです、何度も言うように、何とかしたいという思いは。それが伝わってこないということですので、再度よろしく願います。それだけです。

【藤井会長】 はい。それでは、そのほかのことについて。

では、北岡委員、どうぞ。

【北岡委員】 12ページでございまして、これは都市マスも見せてもらった中でこれまでの議論の経緯があると思いますが、国道356号の扱いでございまして。都市マスでは地区レベルの関連道路という位置づけですが、国道ですので、やはり全国的な道路ネットワークを形成する道路という、そういう機能も当然あるので、地域レベルの幹線であり、成田、圏央道方面ともつながる国道ということもあるので、削除というのは、ちょっと違和感があるという

ふうに感じたのが一点。もう一点は、13ページの上の段のところで、都市計画の整備完了の延長が、今が1.6キロメートルで、それを2.6キロメートルまでとすとしておりますが、その上のページの中で「都市計画道路の必要性を身極めながら、整備を進めていく」という表現があり、そこ今1.6キロメートルを、2.6キロメートルまで整備を進めるという、その関係がちょっとわかりにくいなと思いました。

【藤井会長】 ありがとうございます。1点目につきましては、ぜひ事務局のほうで全体のネットワークの中で組み込むかどうか、その辺はぜひご検討いただきたいと。2点目のところについては、具体的なものを出す必要性がどこまであるかということも含めてご検討いただければと。たしか県の今の都計道の整備水準だと、約6割弱を切るぐらいですか、千葉県全体は。我孫子はたしか、かなり高かった記憶がございます。そういった中でいくと面整備、ある意味やりやすいのかなといったところのイメージかなという、単純にそう思っておりますけれども、その辺の意味合いをPRしたいということであれば、書き込みは構わないですが、その辺のバランスをぜひご検討いただきたいと思います。

そのほか、いかがでございましょうか。

【當麻委員】 人口についてなんですが、この対照表の7ページにおおむねの人口の表があります。この場は人口問題を議論する場ではないと思うんですが、この将来人口が書いてありますけれども、片や都市マスでは15万という目標があり、この文章を見ていくと、次の9ページが一番下に、「定住人口の増加につなげる」というようなことが書いてあります。このあたりは何か統一感がないように読めるんですね。つまり22年から37年に人口が減ることを想定しており、片や定住人口の増加ということが出てきますと、人口問題をどのように考えているのかということがわかりにくいのかなという思いがいたしました。これは質問になりますが。

【事務局】 7ページの人口フレームなんですけれども、これは基本的に推計によるもので、我孫子市も社人研の推計とか市での推計をやった結果、ほとんどこの推計値に近い数値で間違いないだろうというもので、基本的に7ページのおおむねの人口については、千葉県が行う人口の推計値を書くところなんですということなんです。一方では、その定住人口の増加につながるとか、9ページに書かれている文言については、推計はそうなんだけれども、我孫子都市計画区域においては少なくとも人口維持、ないし増加につながるように頑張っていくんだよということで、そういうものを書き加えてあるということになっております。

【當麻委員】 どうもありがとうございます。

【藤井会長】 そのほか、いかがでございましょうか。よろしゅうございませうか。

【内田委員】 3の1) 主要な都市計画の決定の方針8ページの3段目のところに「本区域では…新たな企業立地に向けた取り組みを進めていく」という表現があります。あるいは4段落目「区域外への流出防止につながる魅力的な商業系土地利用の誘導に努める」とかあるんですけども、その変更の趣旨のほうを読みますと、具体的な土地利用計画がないことから、①の主要用途の配置の方針での具体的な記述ではなく、リード文で総論的な方針を記述したという説明があるわけですが、計画のところにこういう今言ったような新たな企業立地に向けての取り組みだとか、区域外への流出防止につながる魅力的な商業系土地利用ということを書き込むということは、この先、方針としてそちらのほうに進めていくということと捉えられると思うんですが、いわゆる具体的な計画はないわけですよ、現段階では。今後そういう方向性で進めていきたいから、具体的には書けないけれども、この総論的に書くということなんですか。その辺、ちょっとご説明ください。

【事務局】 今、委員にご指摘いただいたこの2段落の部分については、基本は当然市街化区域の中ですが、こういった土地利用、例えば中小工場などの集団化ですとか、新たな企業立地を、我孫子の都市計画区域の中で進めていきたい。商業系土地利用についても同じです。

今、具体的な計画があるものではないですし、我孫子市ではこのくらいの商業フレームが必要だから、このくらいの商業施設、商業系土地利用できる場所が必要だねという、そういう検討はまだやってはいないんですけども、ただ、今後、向こう10年の中でそういった具体的な計画が上ってきたときに対応できるようにということで、ここで我孫子市はそういう考えがありますという考え方を示しているものです。具体的に、その下の主要用途の配置の方針というのをご覧になっていただくとわかると思うんですけども、商業業務地というのは具体的に場所を明示しているわけですね。各地区の中心となる駅周辺に商業業務地を配置すると。工業地については台田1丁目とその周辺、あと日の出地区、ここはNECですけども、そういったところを配置すると。これは具体的にそういう土地利用、用途地域を配置してしまっていて、ただ、今この段階で、じゃ、どこどこ地区に工業地ですとか、どこどこ地区に商業地というような、そういう具体的なものはないんですけども、今後そういった中小工場の集団化ですとか、場合によっては商業系土地利用を誘導していくというような計画が上ったときに対応できるように、一応ここでは総論的に記述させていただいているということなんです。

【内田委員】 その辺がよくわからないんですが、そういう手法というのがあり得るんですかね。その辺、専門ではないのでわからないんですが、ちょっとこの辺もどうなのかなという疑問があるんですが。

【藤井会長】 具体的な事案は今は手元にないけれども、将来の動向として、我孫子市としての計画にぜひ反映していきたい、そういう方向性は持っているということでございますね。ですので、方針はあるけれども具体策がない。それについてはこれから検討していくんだということで、これを具体的記述として書き込むのは、これはできない話ですので、姿勢を一つ示していくという、これもありなのかなという印象は持ちます。ただ、どこまで書き込むかというのは、なおご検討いただければと思います。

それでは、かなりご意見が出てきたところでございますが、ぜひこれは、先ほど事務局からご説明がございました、案として確定するまでまだしばらくお時間がございますので、ぜひ委員の皆様方にはお持ち帰りいただいて、気のついた点ですね、いろんな視点の中でこういう考え方、表現、変えたほうがいいね、あるいはわからないねということがありましたら、事務局のほうに投げかけていただいて、最終的なリミットは大体どれぐらいになりますか。来年の春というお話もございましたが。

【事務局】 県のほうから昨日、来年のスケジュールがようやく示されたところでございまして、おおむね1月の下旬ぐらいですか、1月15日前後までに市町村原案というんですか、それを固めて、県のほうで1月の下旬に都市計画課のほうで、全ての都市計画区域について、その整開保の内容を見比べて、広域的な調整を図った上で県庁内部で関連部署の調整を図っていきたいという考えらしいので、おおむね1月の前半ぐらいであれば、もちろんその最終リミットは、先ほど申しましたように4月に案の申し出ということになったときに固まっていればということなんですけれども、できましたら1月の前半ぐらいであれば、まだ余裕がありますので反映できると。もちろん、この後でも県との調整次第では可能だと思いますので。

【藤井会長】 はい、わかりました。それでは、各委員の皆様方、まずは1月の今の目標がございまして、お気づきの点はぜひ投げかけていただくと。ただ、産業フレームとか、そういったものの県の提示がございまして、そういったところはわかり次第、各委員の皆様方に情報提供していただいて、そこの関係で全体の文章構造でどう意味づけを読み込んだらいいのかということも各委員の皆様にご検討していただかないといけないことかと思しますので、その辺のところはぜひ事務局でご調整いただければと思います。

では、意見をどうぞ。

【成田委員】 今まとめに入られたのですが、その前にご意見を。3点ほどございまして、まずはさっきから議論になっておりました11ページの土地利用に関しまして、これまでは高度経済成長等で、いわゆる抑制をどうするか、規制をどうするかというふうな、それで整関係をいろいろ整備してきたわけですがけれども、人口減少に入って、この都市バランスをどういうふうにするかと。こういうふうな形態になりますと、今までの土地利用のあり方は、これはやはりここで少しは転換していかなきゃならないだろうというようなことは、これはビジョンとして当然出てくると思いますし、特に我孫子市は、私は今、練馬で仕事をしておりますけれども、非常によく似たところございまして、近郊のいわゆる大都市化された中に農地をたくさん抱えておまして、この都市と農地のあり方をどうするかというようなところが、これは同じような条件のことから、同じ悩みだと思っております。そういうことで、このところの表現は後で検討していただきたいと思っておりますけれども、今までのいわゆる規制形態の形で書いておりますけれども、人口減少形態になった中で、どのようにしてこれからの土地利用を図るか、新しい需要に対してどういうふうに応えるか。それからもう一つは、都市と都市農地、この考えは特に今、農政に関しまして安倍内閣の中で大きな議論がされていまして、TPPだけじゃなくて、いわゆる農協問題をどういうふうにするか。それによって、やはりまちの方向性というのは大きく変わってくると思っておりますので、特に今までは専業農家をベースにしていろいろ議論されてきておりますけれども、兼業が既に9割というふうな状況の中で、その農業の継続性、もちろん農地は守らなくてはなりません。というようなことを背景にしながら、そのこのところを、この書きぶりはまた今みたいな方向性でちょっと考えていただければなど。

それから2点目は、この中に長期未整備道路の見直しについて書かれておりますけれども、これおそらく県の問題だと思うんですがけれども、私も東京都で都市計画をやっておまして、東京の場合は、道路整備するために都市計画の次に道路整備計画というのを10年ごとのものをつくっております、それが当然財源の関係できっちり実行できないものですからローリングしているというふうなことで、もう一つは将来の人口、交通量も減ってきている予測、減るようになっておりますので、そういう意味では見直ししなきゃならない。ただし、見直しするには、県はどのような基準で見直そうとしているのか。いわゆるその都市軸をどういうふうにか、都市計画道路の配置をどういうふうにしているのか。それと、もう一つは大きなのは交通量をどういうふうに考えているのか。この辺のところを少し県のほうからお

聞きしておいていただいて、我々に教えていただければなと思っております。

それから最後3点目ですけれども、全く皆さんの中から議論が出てこなくて、私は非常に残念に思っております。成田線の複線化について何も書かれていない。これは、私は35年前に我孫子に移り住んできましたけれども、あのときは成田線がすぐ複線化になるというよな、そういうことで来まして、我孫子市は何をやっているんだろうと。私は東京都で鉄道計画課長をやっております、中央線の複線化とか都内の立体交差とかいろいろやってきましたけれども、やはりここは地元の熱意がないと鉄道事業者は絶対やりませんので、地元の熱意をこの計画の中にきちっと出していくべきじゃなかろうかというふうに思います。

以上でございます。

【藤井会長】 ありがとうございます。

1点目につきましては、ぜひその計画の推進といった中で、その文言を含めて、その方向性、考え方をちょっと事務局でご検討いただきたいと思います。

それから、2点目の都市計画道路絡みですね。こちらについては千葉県のほうで基本的な指針が出ておりまして、隣の船橋市でも都市計画道路の見直しを今年度から具体的に始めております。都計審に上ってくるような状況にもなってきています。ただ、他市に比べると、都市計画道路は我孫子は整備率が非常に高いものですから、高い分、ある意味放っておいている部分も若干ございます。この後、議論が出てくると思いますけれどもね。そういった中で全体の指針の中でどう動かすのか。さらに、自然との保全という考え方からすると、今度は国も出てきている16号バイパス。ああいった問題もぜひ関係してきて、それをどうするのかというふうなところも書き込みも難しいというところもございますので、全体のネットワークの中でどう議論していくのかということも、ぜひご検討いただきたい。

さらに最後にございました。こちらについては、これは私が言う話ではなくて、市としてどう考えるかということもございますので、ぜひ事務局でご検討いただければと思います。

【成田委員】 これは、きょうは議会の皆様がお見えになっていますので、ぜひ議場に戻りましたら、このことは私、一市民として声を高々にしていただきたいというふうに祈念申し上げます。

【藤井会長】 そのほか、よろしゅうございますか。

それでは、先ほどちょっとまとめに入って大変失礼いたしました。1月の中旬をめどという形でご意見をぜひ。

【飯塚委員】 すみません、その期限の確認をしたいんですが、1月の中旬までにまとめ、

何か県に出さなきゃいかんと。それでまたやりとり。その辺ちょっと僕ら全然よくわからないんだけど、例えばそこまでにまとめて、県とやりとりして、県のほうでどういうふう
に審査をやるのかわからんけれども、その間に1月の上旬あるいは中旬に出したものと違っ
たものをまた新たに出すという場合、どういう手続を踏んで、それはどういうふうになっ
ていくのか。その辺、県とのやりとりというのが全然よくわからない。

【藤井会長】 その県との対応について、ちょっとご説明いただけますか。

といいますのは、1月15日だとして、原案が各市町村から県に全部上がります。県とし
ては、51の区域の全体像がまとまってきて、こんな状況だなというのをまず把握して、県
の方針として動き出すと。ただし、個別の中では春の段階で最終的な案という形にするので、
それまでに微調整部分ということで表現上の修正、これは可能なのか。あるいは根本的にそ
のパラダイムを変えるようなことまで含めて可能なかどうか。その辺の大幅修正、あるい
は文言修正の时期的な猶予みたいなものを、どれぐらいの時間経過で考えたらいいかとい
うことだと思うんですが。

【飯塚委員】 あと、その県とのやりとりというのは、具体的にどういうところで何をする。
その練り合わせなんだか、すり合わせなんだか、僕らによくわからないので、公式にどうい
う場でどういうやりとりをするのかというのを、ちょっとご説明いただきたい。

【事務局】 当日資料、4枚綴りの先ほどご説明した資料の最後のフロー図のところに、先
ほど余りきちんとご説明しなくて申し訳なかったんですけども、区域マス・区域区分見直
し手続フローというのがございまして、こちらの1番の市町村原案の作成という、この一番
上の四角の囲ったところを今年度行っているところとございまして、現段階では上から2番
目の市町村原案の確定という、こちらを10月にやったところで、これをご報告しているの
が今の段階でございます。

今後は年明け以降、県のほうで、この県都市計画課調整という真ん中のところに書いてご
ざいますけれども、こちらのほうで例えばその右の国と関東地方整備局との調整とか、ある
いは県庁内部で農林協議とか、あるいは国と関東農政局や林野庁との協議といった調整を行
っていくということでございますので、県の見解としましては、先ほど会長のほうからもご
意見がありましたように、本質的な部分に関してはなるべく早い段階で調整を終わらせたい
という考えのようで、この国・県との調整をしていく中で本質的な部分について調整を申し
出るというのなかなかちょっと難しいのかなと。全く不可能ではないとは思いますが、
一応県としてはなるべくでしたら、それ以前の段階で本質的なところについては申し出をし

てもらいたいというような考えかと思っております。

【飯塚委員】 1月15日までに決まった原案を県に出すと、それ以後のやりとりというのは、一言一句調整したものに対してはその都度県にお伺いを立てなきゃいかんということですか。

【事務局】 ですから本質的でない部分につきまして文言修正とかは、来年度正式な申し出が4月頃予定されていますので、それまででしたらば随時可能かとは思っております。

【飯塚委員】 勝手に変えていいということですね、それは。

【事務局】 はい。

【内田委員】 本質的な部分に関してはもうだめということですね、逆に言えば。文言云々はオーケーだということなんですけど、これはいわゆる原案が1月末までにはできるわけですよ。そうしたら、これは素案という形、案の形になるのはいつなんですか。

【藤井会長】 ちょっとよろしいですか。実務を担当されている方がいますので、一応お話を伺いましょう。

【成田委員】 本質的な区分というのは、まず最初に上位計画があるんですね。それから皆さんいろいろ議論されたビジョンなり基本構想があり、それから都市計画、この後、おそらく事業計画というものを出さなきゃいけない。そうしますと上位計画やビジョンでこういうものと決めている部分、このところは、これは変えられないですね。

【飯塚委員】 そうですね。

【成田委員】 それで、県が方針を出し、それぞれの市町村がその地域特性に応じて定めるこの計画については、ここで意見し、手直ししていくということでございますので、やはりここで議論するのは、その上位計画等云々ということではなくてですね。

【飯塚委員】 それはそうです。

【成田委員】 ですから、そうなりますと、大体訂正する分というのはかなり限られた部分になってくる。いわゆる国のレベルで議論し、それから県のレベルで議論し、それで市町村においてくると、こういう段取りになっておりますので、国の法律を市議会でひっくり返すなんてことは、これはもうできませんというのと同じような形態ですから、ある程度そういう意味ではここでの議論というのは、そういった上位計画や、いままで議論してきたビジョンや基本構想をひっくり返すようなことはできないわけです。

【飯塚委員】 その辺はもう重々承知しております。段階があつてと。ただこの事前調整、これはどこがやって、どういう権限なのかというのがよくわからん。それは実際、じゃ、部

局としては一言一句こうなりました。今のところ文章がおかしい、じゃ、こうなりましたとやるのか、あるいはその辺はどうぞよしなにやってくださいというものかどうか分からない。

【成田委員】 今聞いている議論の中で、意見として事務局が判断して整理するものと、そうじゃなくて、市としてこれはどうしても直してもらわなきゃならないところを、やはり峻別しながら議論して改めなきゃならないと思います。ただ何でもかんでも項目を挙げてどうしますかじゃなくて、ここだけは市の方針として、例えば私がさっき言ったような成田線の複線化というのは、これはぜひ取り上げてほしいというふうな、そういうところを整理しながら、後で事務局から、事務局はそれなりに県と協議しながら整理し、それを受けて、それは審議委員として意見をいただきましたけれども、受け入れられないものと受け入れていただくものがあるというようにところで整理しなきゃいけないことだろうと思います。よろしいでしょうか。

【藤井会長】 まさしくそうだと思いますね。県との調整というのは、お話のとおり、市から計画のすりつけがちゃんとうまくいくかどうか、やはり確認するということで、市が一応主張しないとこれは始まりませんので、県は県としての全体像のアプローチがあると。その中で市として取り組むべく課題はこうだという事情をきちんと書き込むということだと思います。そのときに、やはりわかりやすさといったところもぜひ必要だし、あるいは市の方向性のベクトルが合っていなければ、これは何も成り立ちませんから、ベクトルはその上位計画等とのすりつけをしながら市としての計画事項を盛り込むということになります。その中でやはりどこまで県レベルとして調整できるか、レベルはどうだろうかというところの見直しの範囲だと思いますね。

それでは、ぜひそういった面ではご協力いただきたいと。この案件だけでもかなりの時間を要してしましまして、今日一体何時に終わるのかなと、大変申し訳ないところでございますが、ぜひ1月の中旬をめどにご意見をいただきたいと思っております。

それでは、申し訳ございません。仕切りが悪くて随分長くなってしまいましたが、皆さん休憩はよろしゅうございますか。

ではちょっと長くなりましたので、5分間だけトイレ休憩をとみましょう。

(休 憩)

【藤井会長】 それでは、再開させていきたいと思いますが、きょう4つの協議事項の中で、まだようやく1つ目かといったところでございます。あと3つということでございますが、

協議案件ということで、内容的なご紹介ということが今回報告事項としてのベースかと思えます。そういった中で少しお話を伺いながら、次回が基本的には大きな意見、その具体的な内容の検討になるだろうと思えますので、基本的には大体15分から20分ずつぐらいでコンパクトにまとめていきながら、少しそのご意見は後日いただくという形でちょっと調整を図っていただきたいと思えます。私ども、かなり年末のこの時期、かけ持ちでいろいろな会議を持たれている状況かと思えますので、ぜひご協力いただければと思えます。

それでは、早速でございます。議題の2の都市計画道路の変更につきまして、事務局からご説明いただきたいと思えます。

【事務局】 私、都市計画課の種のほうからご説明させていただきます。

資料が大変多くて申し訳ありませんけれども、こちらの説明に当たりましてはお手元の資料の2と、あと当日配付資料で、ちょっと色が白い紙が入っておりますけれども、こちらの2枚綴りのA4の紙を使わせていただきます。一遍に2つのご説明で恐縮ですけれども、よろしく願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

今回、変更を予定しています都市計画道路は3・4・9号下ケ戸・中里線、3・4・10号青山・日秀線及び3・4・14号手賀沼公園・久寺家線の3つの路線です。路線名につきましては以降、省略させていただきます、路線番号のみで呼ばさせていただきますので、ご了承ください。

初めに、3・4・9号線と3・4・10号線の概要についてご説明いたします。当日配付資料の1枚目、幹線道路網配置方針図をごらんください。よろしいでしょうか。

では、説明させていただきます。3・4・10号線は、お手元の地図の緑色で示している路線でして、国道6号線の青山台入り口交差点を起点とし、東へ向い、NEC大和団地を抜けた後、南に曲がり国道356号JR成田線と交差し、中里市民の森を分断する形で通過して、3・5・15号根戸新田・布佐下線、以降3・5・15号線と呼びます。この地点を終点とする路線です。この路線は青山台入口交差点から、大和団地の東までの区間はほぼ整備を完了していますが、そこから先の区間については未整備で現道はありません。

続いて、3・4・9号線は、図中のピンク色で示す路線でして、NECの東側にあるかじ池亭前の交差点を起点とし、南に向かい、湖北台地区の中央部を通り、若草幼稚園周辺を通過して、3・4・10号線に接続し、終点とする路線です。この路線はかじ池亭前から、湖北台地区東側までの区間はほぼ整備を完了していますが、そこから先の区間については未整備

で現道はありません。

次に、この2つの路線の変更内容を説明するに当たって、本市の幹線道路網の基本的な考え方についてご説明いたします。

本市では市街地への通過交通の流入を抑制するとともに、市内の交通需要に対応するため、図のような幹線道路網の形成を図っています。具体的には広域的な交通などに対応する主要な幹線道路として国道6号と県道船橋・我孫子線を位置づけており、図で青い太線で表示しています。そして、本市と周辺都市を結び、市街地内の通過交通量を軽減する役割を担う都市レベルの幹線道路として、3・5・15号線と県道我孫子・利根線、県道我孫子・関宿線、県道千葉龍ヶ崎線を位置づけており、図では青い実線で表示しています。

続いて、市内の各地区を連絡する道路で、市街地内の自動車交通を主要幹線道路と都市レベルの幹線道路に誘導する道路として地区レベルの幹線道路を位置づけており、図では黒い線で示しています。さらに市内の各駅とその他の幹線道路とを結ぶ道路として補助幹線道路を位置づけ、図でグレーの線で表示しています。

続きまして、資料2の13ページ、図の3をごらんください。A3の紙の後になりますので、A3の紙をめくっていただいて、その次の次にございます。

図の3は昭和46年当時の幹線道路の道路骨格の概念を示した図です。図中の赤い矢印は通過交通の流れのイメージを示しています。3・4・9号線と3・4・10号線は昭和40年代に都市計画決定された道路です。図の3に示しているとおおり、昭和46年当時には既にこの2路線を初めとする市内の幹線道路が、現在とほぼ同様な概念で計画されていました。当時は県道我孫子・利根線がなかったことから、3・4・10号線は市域北側における東西方向の通過交通を担う役割が期待されていたと考えられますが、昭和54年に県道我孫子・利根線ができ、通過交通に対応することとなったため、次のページをお開きください。次のページの図の4に示すとおおり、それ以降は3・4・10号線は地区レベルの幹線道路にその役割が変化してきました。また、3・4・9号線は地区レベルの幹線道路としての役割を担っています。

次に、変更内容についてご説明いたします。資料2を戻っていただきまして、5ページをお開きください。A3図面よりも前になりますので、上段に地図、下段に変更箇所①と書いたA4の資料になります。今回変更する区間を、下段の変更箇所①の図に示しています。今回予定している変更は、主にルートの変更と幅員の変更の2点で、変更箇所①の図の都市計画を変更する区間について行います。この2路線については、3・4・10号線の現在の計画

線が現在、市が保全を進めている中里市民の森を通過していることから、この整備によって中里市民の森が分断されることを避けるためルートを変更するものです。幅員の変更は、変更箇所①に示す区間について、計画幅員が現在18メートルのところ、16メートルに縮小変更するものです。これは変更区間のほとんどが市街化調整区域か成田線との立体交差点区間であり、沿道の都市的土地利用が認めないことなどから幅員を縮小するものです。

続きまして、ルートの選定の過程をご説明いたします。資料2の10ページ、ルート比較表をお開きください。ルート検討案1から3まで、3つの案が示された表があるかと思えます。ルートの検討に当たりましては、このルート検討案1から3の3つの案について、走行性や周辺環境に与える影響、施工性の視点から比較検討を行いました。案の概要を申し上げますと、ルート検討案1は、直線を主体とした線形で、快適性と走行性を最も重視したものです。ルート検討案2は、カーブの区間を最小限に抑えつつ、快適性と走行性を重視し、2カ所ある三叉路の交差点について、将来交通量の多い路線が直進方向となるように交差点形状を変更する案です。ルート検討案3は高台と斜面林を避けて、周辺環境への影響や施工性を重視するとともに、ルート検討案2と同様、交差点形状を変更する案です。

以上の3つの案について検討した結果、快適性や走行性では若干劣るものの、周辺環境への影響や施工性が最も優れていることから、ルート検討案3を候補に採用することにしました。3・4・9号線と3・4・10号線のルートや交差点形状については資料2の7ページから9ページの変更案（3・4・9号、3・4・10号）で示しておりますので、後ほどご確認ください。

なお、3・4・9号線と3・4・10号線については現在、千葉県が整備している国道356号バイパスの整備進捗に合わせて、資料2の15ページ、一番最後から1つ戻っていただいたページになります。図の5という1枚の図面があるかと思うんですけども、こちらの図の5の赤の実線区間の整備に先行して着手する予定です。3・4・9号と3・4・10号のご説明は以上です。

続きまして、3・4・14号線の概要についてご説明いたします。当日配付資料の幹線道路網配置方針図を再度ごらんください。3・4・14号線は手賀沼公園前交差点を起点とし、北へ向かい、鈴木屋本店近くで常磐線とアンダーパスで立体交差し、国道6号の久寺家交差点を終点とする路線で、地区レベルの幹線道路の役割を担っています。図中では黄色のマーカで表示しております。この路線は手賀沼公園前交差点から国道356号に接続する区間については既に事業認可を取得し、現在、市が整備中です。国道356号との交差点から国道6号

の区間は、国道356号現道があるか、もしくは既に整備済みの状況です。

続いて、3・4・14号線の変更内容についてご説明いたします。今回の変更箇所は、手賀沼公園前交差点です。それでは具体的な説明に入りますので、当日配付資料を1枚めくっていただいて、手賀沼公園前交差点参考図をごらんください。上段と下段に分けて、2つの交差点の形のイメージが書いてございます。今回変更を予定しています手賀沼公園前交差点については、資料の上段の図のように、当初は3・5・15号線と公園坂通りとの変則的な4差路の交差点を想定して都市計画決定されました。しかしその後、より安全性を高めるため、下段の図のように交差形状を連続T字交差とするとともに、交差点をコンパクト化する形で事業認可を受けていることから、事業認可の計画と整合するよう交差点形状を変更するものです。なお、手賀沼公園前交差点の区域については、資料2、11ページの変更案（3・4・14号）で示しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

最後に、都市計画の変更に向けてのスケジュールについてご説明いたします。資料2の一番最後のページ、16ページの都市計画道路の変更スケジュールをご覧ください。

今月1日から15日まで、今回変更予定の3つの路線の変更素案の縦覧を行いました。公述の申し出期限を今週の22日、郵送で申し込める場合は22日消印有効としておりましたが、現時点では公述の申し出がないことから、1月25日の公聴会は中止となる見通しです。なお、今後、来年5月に都市計画審議会を開催し、6月を目標に都市計画の変更を行う予定です。詳細のスケジュールにつきましては、こちらの都市計画道路の変更スケジュールでご確認ください。

以上、駆け足ではございますが、都市計画道路の変更についてのご説明とさせていただきます。審議委員の皆様からの意見をお願いいたします。

【藤井会長】 どうもありがとうございます。

今説明していただいたんですが、この後ちょっと予定の委員の方もいらっしゃいますので、審議会としては変則的ではございますが、先に残りの2つの説明をさせていただいて、それで各委員持ち帰りでご意見をいただくと。それでご都合が、午後ご予定のある委員の方たちは、逐次その時間制限一杯まででお帰りいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは大変恐縮でございます。事務局へ今、突然のお話をしてしまいましたが、議題3の区画整理事業の未施行区域の廃止についてご説明いただいて、最後にまた残った委員の皆様方からご意見を賜りたいと思います。ひとつご説明のほう、よろしく願いいたします。

【事務局】 地域整備課の大山です。よろしくお願いいたします。

レジュメの「我孫子都市計画事業柴崎・天王台・中峠土地区画整理事業における都市計画変更について（報告）」に基づいてご説明をさせていただきます。申し訳ないんですが、資料の中で記載漏れがございまして、5ページ、一番後ろのページになりますけれども、地権者説明会、柴崎地区だったんですけども、権利者数、出席者数というところで101名で、下が出席者数が記載漏れで書いてございません。19名の出席をいただいておりますので、19名の記載をお願いしたいと思います。すみません。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして、大項目4点についてのご報告となります。1ページをお開きください。初めに、土地区画整理事業未施行3区域です。柴崎・天王台区域については常磐線の新駅開設に伴い急激な市街化が予想されることから、公共施設の整備と宅地の利用増進を図ることで、中峠区域については湖北駅の南側については日本住宅公団による土地区画整理事業が実施され、駅北口区域についても将来の無秩序な市街化に対処するため、公共施設の整備と宅地の利用増進を図ることを目的として、それぞれ計画されたものです。具体的には図左上段部分が柴崎土地区画整理事業の区域となります。柴崎区域は昭和44年1月30日に66.8ヘクタールで都市計画決定、昭和45年9月1日に57.1ヘクタールで事業認可を、平成13年6月29日に換地処分を行い事業は終了しましたが、黄色く着色した9.7ヘクタールが地元地権者の合意形成が得られず、未施行として45年経過している状態となっています。

次に、図左中央部が天王台区画整理事業の区域となります。天王台区域については、昭和37年2月2日に、53ヘクタールで都市計画決定、昭和37年9月24日に51ヘクタールで事業を認可、平成14年11月1日に換地処分を行い事業は終了しましたが、同じく黄色く着色した2ヘクタールが地元地権者の合意形成が得られず、未施行のまま52年経過している状態です。

次に、図左下段部が中峠土地区画整理事業の区域となります。中峠区域については昭和47年2月1日に21.6ヘクタールで都市計画決定、昭和51年7月16日に20.8ヘクタールで事業認可を、平成5年6月1日に換地処分を行い事業を終了しましたが、同じく黄色く着色した0.8ヘクタールが地元地権者の合意形成が得られず、未施行として42年経過している状態となっています。

次に、2ページをお開きください。1、土地区画整理事業の都市計画決定区域の見直しの概要です。今説明しましたとおり、柴崎・天王台・中峠の区域においては、土地区画整理事

業を実施すべく都市計画決定された区域の一部が事業認可の際、地元地権者の合意形成が権利者の強固な反対がありまして得られず施行区域から除外され、その後長期にわたり未施行区域となっている。これらの区域は都市計画法53条により、地権者の土地利用が制限される不利益を及ぼしている。これらのことからこの未施行かつ事業実施の予定も明らかでない土地区画整理事業について、その必要性や実現性について検証することとしました。

次に、2、土地区画整理事業、都市計画決定区域の見直しの必要性についてです。土地区画整理事業を施行すべき都市計画決定された区域の一部が長期にわたり未施行となっている。これらの未施行区域においては民間による開発行為等による宅地開発が進行し、土地区画整理事業の実施が困難になっています。人口の減少による住宅需要の低下や経済の停滞など、近年における社会情勢の変化に伴い、住宅供給を主目的とした土地区画整理事業のあり方が問われる時代背景となっています。

我孫子市都市計画マスタープランにおいて、これら未施行区域について都市計画の変更・廃止の検討が位置づけられている。また限られた市の財政において、より効率、効果的な税金の使い方が強く求められている。

以上のようなことが見直しの必要性として挙げられると考えています。

次に、3ページをお開きください。3、土地区画整理事業の都市計画決定の見直し検討です。初めに1、①未施行箇所における公共施設の整備状況は、公道の幅員については4メートル以上の公道幅員が確保、もしくはおおむね確保されている。未接道の宅地は一部見られるが、親族との一体利用が可能である。公園の有無は、地区全体が周辺公園からの誘致移動距離内や消防活動が困難な区域ではない。下水道の整備については一部を除き未整備であるが、整備予定区域であり、今後順次整備される予定とされている。このことから、3地区とも最低限の都市基盤は満たされており、面的整備手法である土地区画整理事業を実施する必要性は低いと考えています。

次に、未施行箇所における土地区画整理事業の採算性については、もし土地区画整理事業を実施した場合の費用、総事業費と便益、宅地の利用増進を積算し、採算性を検証したところです。柴崎区域には、想定される費用、総事業費は市単独費が14億4,200万円、保留地処分により生み出されるのが18億200万円の32億4,400万円と、便益、宅地の利用増進は17億8,900万円で、費用対効果は0.55となります。仮にこの場合の算定としては、想定減歩率は36.36%を想定しております。

次に天王台地区は、事業総額、市単独が3億1,600万円、保留地処分による処分金が3億

1,700万円の6億3,300万円と便益、宅地の利用増進になりますけれども、3億1,400万円で、費用対効果は0.5となります。この場合の想定減歩率は39.09%となります。

次に、中峠地区は、費用は市単独のみで6億3,200万円と、便益、宅地の利用増進はマイナスの1億400万円で、費用対効果はマイナス0.17となります。想定減歩率は31.74%。

以上の結果から、各未施行区域の宅地利増進度は著しく低く、費用対効果もどの地区とも1に満たず、区画整備の採算性は低いと考えています。

次に、4ページをお開きください。未施行箇所における地権者アンケート調査についてです。昨年9月に実施した土地区画整理事業に対する意向調査の結果は、未施行の3区域とも賛成・反対はほぼ拮抗した状態となっています。しかし、賛成者の中には土地区画整理事業をすてきなまちづくりができるといったイメージで捉え、土地の減歩や清算金、建物の移転等の自己負担が生じることまで理解している権利者は少ないものと思われます。また、意思表示をしていない地権者の多くは、土地区画整理事業をぜひとも実施してほしいと強く望んではいないと考えます。これらを考慮すれば、今後この事業実施の合意形成、採択基準でいきますと、約同意率の8割以上というのが一応参考となっていますけれども、これを得ることは困難と考えております。

次に、5ページをお開きください。④検討の結果については、前述3要素の検討のとおり、公共施設等の最低限の都市基盤は満たされており、土地区画整理事業を実施する必要性が低いこと。土地区画整理事業を実施したときの採算性が低いこと。事業実施に係る地権者の合意形成は困難なことなどから、その結果から、未施行区域の土地区画整理事業については廃止するため、今後、都市計画変更の手続きを進めることと考えております。

最後に、4、地権者説明会の開催状況及び今後の予定についてです。地権者説明会については、市の検討結果を踏まえて、未施行区域の土地区画整理事業の廃止手続きを進めるに当たり、区域の権利者のご意見を伺うために実施したものです。

柴崎区域、開催日が12月19日、金曜日19時から。出席者、権利者101名中19名。主な意見としては、土地区画整理を実施して浸水被害を解消してほしい。また、この未施行区域を事業に最初から含めることはもともと無理があるというような意見がありました。

天王台区域、12月18日、木曜日19時から開催した。権利者74名中12名。主な意見としては、土地区画整理を廃止しても道路は整備してもらいたい。土地区画整理を廃止されると下水道整備はされないのかといったような質問もございました。

次に、中峠区域。開催日は12月9日、火曜日19時から。出席者は権利者25名中5名。

特に主立った意見はありませんでした。

以上が、3区域の権利者説明会を実施した結果です。これによりまして、今後の予定については来年1月に千葉県知事への事前討議、回答、4月に都市計画案の縦覧、5月に我孫子市都市計画審議会の諮問・答申、6月に千葉県知事への協議申し出、回答を経て、7月を目途に決定告示をしたいと考えています。

以上、簡単ですが、都市計画事業、柴崎・天王台・中峠土地区画整理事業における都市計画の変更についての報告を終わります。

【藤井会長】 どうもありがとうございました。それでは引き続いて、議題4の都市緑地の一部廃止についてということで、ご説明いただけますでしょうか。お願いいたします。

【事務局】 公園緑地課の高橋です。よろしくお願いたします。

3枚で、1枚目が都市計画緑地の変更という内容をお知らせ、委員の皆様ということで、あと2枚が一応、図面という形になっております。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

都市計画緑地の変更について。名称、都市計画第1号我孫子市総合運動公園（通称「利根川ゆうゆう公園」）。変更内容、利根川ゆうゆう公園（以下、当該公園という）と一体で、都市緑地として都市計画決定していた0.6ヘクタールの区域（中峠字大坂下地先、以下「当該地」という）を廃止するものです。

変更理由。昭和52年に都市計画決定された当該公園については、当初利根川河川敷の区域でゴルフ場の整備が計画されていたことから、当該地はそのクラブハウスを兼ねた管理施設の建設予定地として同時に都市計画決定されたものです。このゴルフ場の計画は取手市と共同で、利根川河川敷の我孫子市側に9ホール、取手市側に18ホール整備するというものでしたが、その後の社会経済状況の変化に伴って平成3年に取手市が断念し、それに伴って我孫子市側の計画も頓挫するに至りました。そのため、これまで河川敷の区域では総合運動公園として野球場やサッカー場などの整備を進めるとともに、市民のレクリエーションやイベントの場として、また、市民が水辺や自然に親しめる場として整備を進めてきました。さらに公園施設の利用に当たって必要な手続きや公園利用者の休憩などは、当該公園に近接する市民体育館で行えるようにしてきました。

一方、当該地については、利根川や古利根沼の自然に近接しているという立地条件などから、利根川や古利根沼の自然を中心とした自然観察や自然学習、市民活動などの拠点となる自然観察センター（ネイチャーセンター）の整備について検討してきました。しかし、当該

地は県道我孫子・利根線によって河川敷の公園と分断されていることから、公園とのネットワークの確保が困難であるとともに、利根川の堤防より低い位置にあることから、当該地から公園内の自然を観察することが困難となっています。また、自然観察センター（ネイチャーセンター）で想定していた自然学習や市内の自然環境の案内などについては、今後、千葉県からの移譲を予定している手賀沼親水広場を利用し、実施していくことも可能と考えています。こうしたことから、当該地は都市計画緑地として存続する必要性がなくなったと判断し、廃止するものです。

最後に、変更前面積203.4ヘクタール、変更後面積205.8ヘクタールです。

簡単ではございますが、一応、今回のご説明をさせていただきました。

【藤井会長】 どうもありがとうございました。

現在、12時6分という形で、12時を回ってしまいました。この後、予定のある委員の皆様方は逐次ご退席していただいて結構でございます。また、先に、もしもご意見等がございましたらお話していただいて結構だと思うんですが、いかがでしょうか。

【成田委員】 じゃ、もう少しで退席させていただきますので、意見だけ申し上げて退席させていただきます。

まず最初に、区画整理と公園のこの変更に関しましては賛成でございます。と申しますのは、長い間、都市計画として事業をやり、残っている中で、やはり残っているところは都市計画制限だけかけるというようなことは、これはやはり行政としての姿勢はどうかということがありますので、それなりに一定の成果を上げているというこの都市計画でしたので、これは行政として当然やるべきことだろうというふうに私は思っています。

それから、道路のほうに関しては基本的にはこれで結構と思います。ただし、3・4・10と3・4・9、これは後からでもいろいろ対応できると思いますけれども、私は25年ぐらい前にヨーロッパをずっと回って、その中でロンドンの交差点処理というのは、今日本でも取り入れ始めましたが、ロータリー方式というやつですね。特に都市部でない郊外部に関しては、信号をつけないこのロータリー方式が非常によくて、それで東京でも取り入れましたけれども、ちょっと車の数が多くなりまして、取りやめました。しかし、郊外ではそれは一つの選択肢として非常にいい手法ではなかろうかと思えます。今の計画を見ますと、先に3・4・10を事業化し3・4・9に結ぶと、こういうことでございますので、3・4・10の北側に関しましてはまだ手をつけないということですから、その手をつけるときに、そういう方式も一応念頭に置くといいのではなかろうかなというふうに感じております。

それからもう一つは、手賀沼のところですけども、これは都市計画はこれで結構だと思いますけれども、あくまで市民としての意見としては、あそこは用地があいておりますので、せめて交差点改良だけでもやって、当面の交通処理ができるような、そういう形態にしてい
く努力をしていただければなという希望を申し上げます。

以上でございます。

【藤井会長】 どうもありがとうございます。

都市計画道路絡みの件で出てまいりましたが、そちらについて事務局で何か現段階でござ
いますか。

【事務局】 ラウンドアバウトという言い方もするようですけども、ロータリー方式です
ね。あの辺は市道の交差点について将来魅力的な交差点にするように、こちらとしても注目
しているので、今いろいろなところで試行的に取り入れているところが多いようなので。た
だ、その交通量とか歩行者とか、状況によって適正なところとそうでないところとあるよ
うなので、これからいろいろ研究してみたいと思います。

【藤井会長】 それではこの後、私もそんなに長くは厳しいんですけども、近々にご退席
されなければいけないという方はいらっしゃいますか。よろしゅうございますか。

それでは議案の順番という形で、都市計画道路の取り組みに関しまして、ご質問やご意
見がありましたらいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【岡部委員】 よろしいですか。計画では下ケ戸・中里線を延長して、ふれあいロードに通
じる道路を先行させるということですが、この道路の交通量はどのぐらいを見込まれていま
すか。それと車道と歩道、自転車道等の幅です。それがどのような形で構想されているのか
をお聞かせいただきたいと思います。

私はよくここの道路は利用させていただいています。下ケ戸から中里に至る道路は18メ
ートル道路ですが、この道路は広過ぎるという感じを持っています。若草幼稚園からふれあ
いロードに通じる道路の開通、この必要性は非常に高く、なるべく早くやっていただきたい
と思います。ただ、18メートルを維持する必要はないと思います。今回は16メートルと
いうことですが、16メートルでもちょっと広いという感じを持っています。14メートル
か12メートルぐらいでも十分な道幅で、財政面や周辺環境に影響を少なくするような観点
からも、その方が良いのではないかと考えています。つきましては、16メートルに落ち着
いた経緯も教えて下さい。

【事務局】 まず、将来的な交通量なんですけれども、これはあくまでもパーソントリップ

調査という調査がございまして、そのデータに基づく平成42年の推計として、この長期未整備都市計画道路の費用対効果検討業務の中でも報告をさせていただいているんですが、その上位計画として千葉柏道路、国道16号バイパスなんていう言い方もしていますけれども、それがあるとかないとかによっても、その条件によって、その中の交通量というのは幾らか変わってくるんですけれども、基本的には3・4・10号線のその国道、3・5・15号線から分岐して北に上がる場所、おわかりかと思うんですけれども、大体そこでおおむね1万から1万3,000台ぐらいの需要があるだろうというふうに予測をしております。

ちなみに、簡単なやり方で湖北台の今の交通量を実際に職員が行って測って見たところ、湖北台団地のけやき通りの交差点のやや西側にドラッグストアがあるんですけれども、その近辺でおおむね今、1日当たり8,300台、24時間交通であるという結果が出ています。それと、保健センターが湖北の駅前にありますけれども、保健センターよりも東側、都市計画道路が今途切れてしまっているところがあるんですけれども、そちらに近いところではかっところ、4,200台ぐらいという結果が出ています。ですから、将来的にはその道路がつながれば、その8,300台、4,200台の差が詰まっていくのかなというふうにおおむね考えております。

それで道路の幅員ですけれども、まず18メートルというのは確かに広過ぎるんじゃないかというのがあります。それで基本的に3・4・9号線も10号線も未整備区間は都市計画幅員が今18メートルになってしまっていると。これは先ほどもちょっと説明があったんですけども、もともと3・4・10号線が通過交通もかなり分担する道路ということ想定して、昭和46年当時に骨格が形成され、それが引き続きずっときたという、そういう経緯があるので、そういうふうになっているわけですね。18メートルの断面をどういう断面で捉えるかという、おおむね我孫子市では、例えば若松通りですとか湖北台団地前の道路が18メートル幅員なんですけれども、おおむね片側歩道を3.5メートル確保して、さらに駐車帯が2.5メートルで車道部分として3メートル、それが片側です。それで片側9メートルになります。両側なので18メートルという考え方ですね。ですから、その駐車帯を2.5メートル設けるとするのは、例えば商店街が道路沿いであって、そこに例えば仮にちょっと仮停車するような車があっても、メインの交通に影響がほとんど出ないで走れるというような状況を想定しているわけです。

今回の変更区間がほとんど市街化調整区域であるということ、それからJR成田線を立体で交差するという構造上の特性があるので、両側の沿道土地利用がなかなかしづらい、今後

もできないというのがまずあります。そういうことなので、少なくとも18メートルは必要ないというのは、これが出発点になっている。ではどこまで減らせるのかですけれども、確かに14メートル、12メートルだっていいじゃないかということになるろうかと思えます。しかし、まず歩道としては最低でも2メートルは確保しなくては、これは道路構造上いけないという、まずそういうものがあります。それから、できてしまってから、よく景観の視点から立派な並木を植えて並木を増やしたらどうだというような意見が後から出てきて、それを採用するということになりますと、植樹帯としてさらに1.5メートルぐらいのスペースがどうしても必要になってきます。さらに今、自転車問題が非常にクローズアップされているので、例えば自転車の専用レーンを設けられないのかとか、そういった話になっていくと、やはり専用レーン、自転車のレーンとして1.5メートルぐらいは必要になってくる可能性もあると。今すぐにそこに自転車道とかいう考えは持っていませんけれども、例えばその並木にしても自転車道にしても、市民のニーズがどういうふうに将来的になっていくのか、まだちょっと読みかねる部分があるので、少なくともそういった2メートルとか街路樹1.5メートルとか、自転車で1.5メートルとか、車道の3メートルというものを積み上げていきますと、どうしても片側8メートルで、ダブル16メートルということになるので、それ以上削りますと、後でニーズに対する臨機応変な対応ができなくなるということで、それでも最小限減らそうということで、16メートルにしておけばとりあえず問題ないんじゃないかということで、16メートルという考えを選択させていただいたところです。

【藤井会長】 よろしゅうございますか。

【岡部委員】 はい。結構です。

【藤井会長】 そのほか、この都市計画道路について。はい、どうぞ。

【阿曾委員】 都市計画道路の番号について、3・3・1とか2とか、3・4何とか3・5何号線って、この3はどういう基準でつけてあるのか、4は何で、後の一連番号は1番から番号がついているんでしょうけれども、これの3・3とか3・4とか3・5とか、下ケ戸・泉線が3・6となっていますけれども、これの定義を、ひとつ教えてください。

【事務局】 最初に来る3という数字は、幹線街路というくくりになります。区分1が例えば自動車専用道路とか、区分7は区画街路で8が特殊街路とかいろいろその区分がありまして、幹線街路と呼ばれているものが3ということになっています。ですので、都市計画道路は大体が、一般的に市町村レベルの道路ですと3が先頭に来ます。2番目に来る数字の3番というのは、計画の代表幅員ですね。代表幅員が例えば3ですと、22メートル以上30メ

ートル未満で、4という数字が来たものは代表幅員が16メートル以上22メートル未満、5をついたものは代表幅員が12メートル以上16メートル未満、そのような形になって、幅員で次の数字が決まってくるということです。最後の3番目の数字は通し番号になります。

【阿曾委員】 それに関連してですが、前回の都計審でも言いましたけれども、3・4・10号線のNECから来る真っすぐな道路、NECからずっと東に行って、大和団地を抜けてカーブするところは…。

【事務局】 曲がっているというと、今ある道ということですか。

【阿曾委員】 はい。

【事務局】 今あるのは一般の単なる我孫子市道ですね。90度に折れて曲がっているところでしょうか。

【阿曾委員】 3・4・10号線は一応直線だけで、あそこで今のところ終わっているという考えでいいですか。

【事務局】 はい結構です。それで今のところ。

【阿曾委員】 そうですね。はい、わかりました。

【藤井会長】 そのほかいかがでございましょうか。

【飯塚委員】 前回の都計審で申し上げたんですが、特に3・4・10と3・4・9を先行してやるということに対しては、そのうちの3・4・10の大和団地から中里エリアが当面見通しが立たない中で、日秀から中里の森を迂回して湖北台に抜ける、すなわちその部分だけの3・4・10、3・4・9というのを整備するということに対しては、湖北台の地元の住民は非常に危惧しているんですね。何を危惧しているかということ、やっぱり3・5・15号線の356号バイパス化というのがもううわさになっているものですから、バイパス化すると大型車の抜け道になるんじゃないかと。湖北台はもともと第1種住居専用地域だし、スクールゾーンもある。そこのところに大型ダンプや観光バスが通るということはまかりならんと。道路の構造上も、それに耐える状況になっていないんじゃないかと、こういう議論になるんですね。

その賛否は別にして、私は前の都計審でも、何で住民に対して説明をしないかということで、非常に何かずっとひた隠しにして、ぎりぎりのところまで持っていったら、案がどんと出るみたいな、非常に行政チックでよくないと思うんですね。ほとんど湖北台の住民はこんなこと知らない。言うとならば7割か8割は勘弁してよと。何で3・5・15号の356バイパスの抜け道にならなきゃいけないのということになってしまうんですね。だから賛否は我々も

やりますよ。議会でもやるけれども、まずやっぱり丁寧な説明を、その地域住民に対して、これは会長からも言っていたいただきましたけれども、その後、何のリアクションもないという状況なんです。これは説明責任を全く果たせていない。だからしっかりそこはやっていかないと、この案が住民に出た段階で大反対と。それこそ交差点どころか、地域住民の頭がぐるぐるぐるぐる回転し出しちゃって、これは反対、結構いますよ。だからそのところが356バイパスとの絡みもあって、しっかり説明責任を果たしていかないといけないと思うんです。その説明責任が全く果たせていないという状況を危惧しています。

そのところで、今現在、これも前の都計審で言いましたけれども、既に印西の入口のところの大型車の歯どめを何でとったんですかと。あの交通規制は別は警察がそのチェックをするわけでもないのに、野放しになっているから、観光バスも大型トレーラーもどんどんどんどん通っちゃっているんですよ。今でもだめなエリアがもう通っちゃって、ここをまずはしっかりと規制をして、しかも今言った大型車の抜け道になると、本当に356のバイパスがいいのかどうか。3・5・15号線が356のバイパスになれば、現道の国道356号は市道になるんですか。今度、市が整備するということでしょう。そういうことになりますよね。そういうことが果たして交通量からして、何年後にこれが道路として完成するかわからないけれども、我孫子のさっきの交通量推計から見て、それは適切なお金の使い方なんだろうか。ここはやっぱりしっかりと諮っていかなくちゃいけないと思います。住民説明が全くない。

あと、ちょっと事務局は答えていない。その印西のところは、何で歯どめを取っちゃったんですか。何度も申し上げているけれども、観光バスとか大型トレーラーはあそこで引っかかって戻っていたんですよ、15分も20分もかけて。ところがあれがなくなったら、フリーゾーンになっちゃった。今現に湖北台の5丁目、6丁目の住民の方々や若松の方々なんかも含めて、いや、通っちゃいけない車があって、道路ががたがた振動がすごいとか、道路整備についてもクレームが非常に来ているわけですね。まず原状回帰の問題と、それから今言った356バイパスを懸念した形での3・4・10号線、3・4・9号線の整備を先にやる。しかも青山台のところ、大和団地のところからは計画が立たないまま日秀から湖北台までやることによる交通量の逃げ道によって危険度が増すんじゃないか。この不安を解消するということは、これは市の執行部の責任であると思うんです。それをやっていないということに対して、何を考えているのかということをお答えください。

【事務局】 まずその説明責任なんですけれども、今回の都市計画の変更というのは、既に昭和46年に決まっている計画決定されているルート、そのルートが中里市民の森を通過

しているから、それを分断されるのを避けるために、今回こういう線形でいかがでしょうかということで、そもそもその都市計画道路の存在、それがいいか悪いかということの議論ではないと思っています。ただ、今回ルートの変更をするというのは、当然、委員おっしゃるとおり、手賀沼ふれあいラインの整備が進んできて、狭さく部が撤去されると交通量も増えるだろうと。交通量が増えれば、当然その手賀沼ふれあいライン沿いの湖北台2丁目、5丁目、6丁目の交通量が増えると。ですので、それにあわせて、当面は3・4・10と9の南側の部分を整備させていただいて、その湖北台を通過する交通を分散させると。先ほど説明がありましたけれども、現在、湖北台団地の西側のドラッグストアの前のあたりは8,300台とかで、湖北台1丁目、2丁目、3丁目の保健センターのあたりですと、4,000何百台。下のふれあいライン沿いは、この間市のほうで現況調査したところでは1万700台ぐらいなんです。ふれあいライン沿いは現況で1万700台走っていて、上の3・4・9号線のあたり、特にその東側の若草幼稚園の近くは4,000台ぐらいですから、さらにその2丁目、5丁目、6丁目のふれあいライン沿いの交通量がそれを分散させるためにも9と10、その南側の部分の先行整備というのは必要だと思っています。

説明責任の話ですけれども、実際に事業化を図るときには、当然その周辺の住民に対する説明は、交通課のほうになりますけれども、市としては基本的には地元への説明をやっていくという考えでおります。

【藤井会長】 よろしいですか。おそらくお話ししているところが、少しちょっと違ってきているなというのがあって、都市計画審議会で今回議題としているところは、都市計画道路のネットワーク、これを今議論しているわけですね。どちらかという整備プログラムの具体的な事業化に向けたスタンスの話が、今、混在してしまっているんですね。

【飯塚委員】 いや、そんなことないです。ちょっと最後まで聞いて、やりとり、ちょっとずれているみたいだから。課長、全然間違えているのは、何が間違えているかというところ、前の3・4・9号線と3・4・10号線のところは、前、都市計画決定されているんだと。それを今回、市民の森を迂回し、そのとおりですよ。前の計画を知らないんだよ、湖北台の住民は。そこが全くとんちんかんでしょって。前の、何十年前に決められている都市計画決定を、湖北台の住民が知らないということこそが、まさにアカウントビリティの欠如ですよ。それは課長のほうでしっかりやらないと、今すぐにやらないと。それは全体的にもそうだよ。個々の事業、そんなものじゃない。今現存する都市計画決定が市民に全く認知されていない。ここに問題があるということが第1点。それから全体の交通網もそう、個別もそう。だけれ

ども、もう3・5・15号線の国道バイパス化の話が現に挙がっていて、執行部のほうで理事側が自治会の会長が説明を求めてくれと市議会議員から頼まれたら、現に説明に行っちゃっているじゃないですか。だとしたら、全体のところにその普遍的な説明をするというのが皆さん方の責任でしょう。個別にやった。自治会にはやっているけれども、知らないところにはそのままみたいな、それはちょっとあり得ない。全体像の説明にしても、個別の内容にしても、ネットワークにしても、それはあり得ない。そういうことを申し上げます。

【藤井会長】 都市計画のネットワークに関しては、これは都市マスであるとか、そういったところの位置づけの中でもネットワークとして出ていると。それに対して説明責任としてという形で、例えば広報誌であるとか、あるいは地域への情報提供。これは基本的にやっているものだと、私は認識しておりますね。そういった中で、確かに地域の方たちが見る、見ない、これはもちろんあるんですね。あるいは、具体的にその対象の地権者の問題として、都市計画に来なければ具体的なその線引きになっているかどうかはわからないとか、あるいは建物の建て替えのときに線引きがかかわってくるとか、いろいろな個別の案件のところでは出てくると。基本的なスタンスといったところは、ある意味、基本構想、都市計画マスタープラン、そういったオーダーの中で路線といったものは提示されている。

では、それについて説明責任というのはどうなのかというと、これはやはり行政でできるアプローチとして、全体計画を市民全域に開示する。これで基本的にはスタンスとしてはおしまいになる。ただし、それに関しまして都市計画道路の変更といったものが生じたときには、これは整備プログラムも含めて、いろんな形で広報の媒体に乗せる。これはやはり、こういう行為をされていないということであれば問題になるかと思えますね。さらに都市計画道路に関していうと、やはり建築制限、これが伴ってくるので、昭和40年代当時に線引きされたところでは、その地権者が開発行為を抑制されてしまうということの問題が上ってくるというパターンが非常に多いんですね。そういった中では、その計画のネットワークの議論と、その実施のところをやっぱり分けて考えないといけないというのが当然かと思えます。

そういった中では、もしもこの全体像のこのようなネットワークの図といったものが市民の中に開示されていないということであれば、これはアカウンタビリティの欠如と言わざるを得ないだろうと、そういうふうに思います。ただ、そういったものが他の媒体等で代わられているのであれば、欠如とまでは言えない。ただし、その具体的な事業プロセスの中でその箇所において説明がなされていなければ、これはアカウンタビリティの欠如と言わざるを得ないと、こういうことになってくると思います。そういった面では少し、私もどういう形、

媒体で説明されているか、これは正しくはわかっておりませんので、言い切れないところですが、この場の議論としては都市計画道路のネットワークといったものを都計審で議論する場合には、特に今回の場合にはルート変更ということでございますので、その要件が上ってきたもの、都計道がありきというスタンスの中でいい。これが廃止の議論であるとか、あるいは全くルートの新規の設定であるとか、これの議論であれば当然また違った形での説明が出てまいります。自然の保全を図ったアプローチでルート変更する。一部改正ということで、これを事前の住民説明が必要かという、そういう案件ではどうやらなさそうというふうに思います。

ただし、出てきたものについてはこういう変更をこういう趣旨のもので行うんだということは、当然開示のものが出てくるだろうと。次のプロセス、そういうスタンスだと思いますので、その辺ちょっとご理解いただく。どちらもご理解いただくこととなりますね。

【飯塚委員】 今の議論を聞いていて、非常にやっぱり紋切り型で市民から遠い存在だなというのを非常に残念に思うんですね。やっているからいいとか、ここまでやっていればいいなんていうことはないんですよ、執行部の皆さん方においては。しかも、既に一部の市会議員を通して個別の町内会の説明に応じているということは、今後356がバイパス化されたときに、この逃げ道ルート案については、かなり住民の中から賛否が巻き上がるなということがもうわかっているから言っているんですよ。現にそこでもさまざまな意見が紛糾して、こっちが先だろうとか、あっちが先だろう。何でここで説明したんですか。じゃ、今度全体でやります、みたいな議論なんですよ。だから説明する…。

【藤井会長】 よろしゅうございますか。細かい事業の話は、ぜひそれは事務局と後ほどやっていたきたい。

【飯塚委員】 わかりました。

【藤井会長】 都市計画審議会の議論をするステージではありません。申し訳ございませんが。

【飯塚委員】 わかりました。そういう意見がありましたので非常に残念だと、議論が残念だということを申し上げ、私も議会の中で今後追及していきたいと思っております。

【藤井会長】 議会で追及する云々というのは、この審議会の議論としては私はおかしいかと率直に思います。

【飯塚委員】 はい。

【茅野委員】 飯塚さん、戻しましょうよ。

【飯塚委員】 わかりました。だから戻しますよ。いや、私もこの都市計画の議論がそこまでは踏み込んではいけないと思ったから今終わろうとしたんであって、その議論じゃ超えたと思ったから自分も議会でと言ったんであって、この都市計画審議会でやってくれとは申し上げておりません。

以上です。

【藤井会長】 それでは、そのほかいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、続きまして、その次の3番目のところでございますが、区画整理事業未施行区域の廃止につきまして、ご質問、ご意見をいただければと思うんですが、いかがでございましょうか。こちらにつきましては、よろしゅうございますか。

じゃ、どうぞ。

【茅野委員】 簡単に。いろいろアンケート等をとられて、廃止、変更手続を進めるということですけども、やはり区域の接したところですね。そういったところに、やはり説明会の中でも出ていますが、浸水被害があつたりということがありますけれども、その辺の解消はどういうふうに進めていくのか。

【事務局】 説明会の中で、やはり治水対策については関心があるところだと思いますが、そういう意見は出ております。これにつきましては、区画整理そのものというよりも、治水対策の中で治水対策担当課のほうにそういう要望があるとお伝えさせていただいて、その中で整備計画、そういうものを周知していくような形で、実は説明会の後、担当課のほうにそういうご意見があつたということは申し添えまして、担当課のほうで説明という形の対応をさせていただくという形になっております。

【藤井会長】 どうぞ。

【茅野委員】 これは都市計画変更することによって、その治水対策であつたり下水道の整備が遅れていくということではないということで、接したところの地域の方々にはご理解いただいているのかどうか。

【事務局】 一応、この事業そのものが当初行おうとして地元の同意が得られなかったということがありまして、ほかの地域については整備が終わっているということが1つあります。下水道対策についても、その事業が今後どうなるんだということ、実効性というのは今のところ市としてまだ持っていないというのがありますので、計画が立てられていないというのが1つあります。その中で下水道はどうなるんだ、治水はどうなるんだということにつきましては、下水道については下水道の整備区域の中に入っておりますので、今後、下水道整備

計画の中で逐次整備されていく区域になっていますという説明をさせていただいているというところでございます。

【藤井会長】 よろしゅうございますか。

それではどうぞ。

【内田委員】 今回で終了させるということに関してはしようがないなと思っていますけれども、以前、何十年も前にこの事業を開始するときに、何代かの前の市長あたりとのお約束がいろいろあったみたいなことも住民からは聞くんですが、そういうことって今どうしようもない部分が、資料も市としてはない。ただ、住民側は資料を結構しっかり持っていらっしゃる方もあるらしくて、その辺、この説明会あたりでも何か住民側から、どうしてくれるんだとかいうご意見はなかったわけですか。

【事務局】 説明会を3カ所で行ったところなんですけど、1つには市のほうで個別に住民説明会を開催しますということで、ご案内を各家庭のほうに郵送させていただきました。参加率がちょっと申し訳ないんですが、低かったということがあります。その中の参加していただいた方の中では、我々も知らないんですけども、前々からこういう約束だったというようなご意見は、うちのほうではその説明会場では受けておりません。さらに参加率、説明会の参加率が低いということもありましたものですから、さらに説明会の資料を、来られなかった方について、再度郵送で送るような形で今事務手続きを進めておりまして、それに対してまたアンケートをいただく形の中で、なるべく住民の方のお考えを集約しながら、廃止に向けての作業を進めていきたいというような形で考えております。

【藤井会長】 よろしゅうございますか。引き続きございますか。

【内田委員】 その辺が大昔のことだといえはそうなんですけど、行政ってやっぱり一貫性がね。今までそういうふうきちんと資料等も保存になっていけばいいんでしょうけれども、今後の課題として住民が後から納得がいくような形を、こういう案件を通してぜひしていただければなど、これも要望ですけれども。

【藤井会長】 それではそのほか、いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

【高山委員】 アンケート調査の、これは地権者に対するアンケート調査が全員に対して行われているものだと思うんですけども、その回答率だとか、そういうことがちょっとわかればと思うんですけども。

【事務局】 昨年9月に実施したアンケート調査なんですけれども、実は区画整理の見直しというのは25年の当初から、市のほうでその意思決定ができる状態になったのが23年と

ということで、25年から見直しを図るべきではないかという担当課のほうの考えがあったものですから、それで9月にアンケートを実施したわけでございます。それはその当時の権利者の方たち全員に一応アンケートを投げてございます。ただ、いかんせん長い期間、既に年数が経ったということもありまして、皆さんその辺の周知がなかなか知られていなかったというのも1つあるかということで、非常に回答率が悪い。関心が低かったということが1つあるのかと思います。

それでこういう事業の見直しを進めている中で、今回さらに権利者の説明会、さらに来なかった方についてのご意向の把握という形で進めているというのが状況でございます。

【藤井会長】 5ページのところに出ている権利者というのが、柴崎で101名と出ていますよね。ほぼその総数が4ページのところのサンプル数に近い数字だという理解でよろしいんですか。

【事務局】 はい、そのように考えていただいて結構だと思います。

【藤井会長】 そのほか、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、4点目の議題でございますが、都市緑地の一部廃止ということで。

【當麻委員】 この堤防の内側にこのような計画があったということ、私は不勉強で今日初めて知ったんですが、現状はこの当該地はどのような利用がされていて、そして廃止した後はどのようなになるのかということをお教えいただきたいんですが。

【事務局】 お答えします。現在、約2,000平米ほどは駐車場で利用してきております。それと500平米ほどが、隣に老人センターつつじ荘があり、ゲートボールなどで利用している状況です。都市緑地から外れた後は、まだ具体的には決まってはいませんが、土木センターの移転の予定地としても1つは考えられているという状況です。

【當麻委員】 どうもありがとうございます。

【藤井会長】 そのほか、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ただいまご質問、ご意見をいただきました。かなり予定した時間よりも長くなってしましまして申し訳ございませんでしたが、全体としまして何かお話ししておきたいといった点があればお伺いいたしますが、特によろしゅうございますか、委員の皆さん。

【内田委員】 今日要望した、例えば県に確認してくださいというのは、回答はいついただけるんですか。

【事務局】 はい、それは情報を入手次第、速やかに提供させていただきたいと思います。あと、先ほど区域マスに対する委員の皆さんのご意見なんですけれども、大変恐縮なんです

けれども、1月23日までに県のほうに図書を何十部もそろえて印刷して、市から送らなければならないというのがありますので、その前に皆さんからいただいたご意見は各委員のご意見ということで、それを庁内で検討させていただかなくてはいけないので、大変恐縮なんですけれども、1月13日までにメールもしくは、メールが無理な方はご持参か郵送でお願いできればと思います。

【藤井会長】 それでは、全体のスケジュール、その他のことにつきまして事務局のほうでお願いいたします。

【事務局】 先ほど来、何回も繰り返しになる部分がほとんどになりますけれども、簡単に説明いたします。

本日ご報告させていただきました各案件につきまして、市決定の案件となります都市計画道路、区画整理事業未施行区域の廃止、都市計画緑地の一部廃止につきましては、今後各所管ごとに県との法定協議に入りまして、新年度4月頃に案の縦覧を行って、5月頃に本都市計画審議会に諮問する予定になっております。

それから、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについては、これは千葉県の方針に乗っかる話なので、千葉県の都市計画審議会が平成27年12月頃に予定されていますので、本市に対しましては案の意見照会が11月頃に来るものと想定されますので、11月頃に本都市計画審議会を開催することになるものと考えております。

以上でございます。

【藤井会長】 ありがとうございます。

それでは、ちょっと長く、3時間を超えてしまいました。私は船橋では5時間会議というのは当たり前状態でやっているものですから、余り長くは感じないんですけども、我孫子では極めて異例の長さだったのかなというふうな印象は持っておりますが、結構大事な案件がやはり出てきておりますので、ぜひ慎重な審議という形でご意見をいただければと思います。

本日退席された委員の皆様にも、ぜひ1月13日ということで事務局からアナウンスをしていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、大変な長時間にわたりまして審議いただきまして、ありがとうございます。

以上をもちまして終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上